

多様性が尊重される「共生社会」の実現

江津市人権施策推進基本方針（案）

2021年（令和3年）3月

江 津 市

江津市教育委員会

目次

第1部 総論	1
第1章 基本方針策定の趣旨	1
第2章 基本方針策定の背景	2
1 国際社会における人権規範の形成	2
2 国の取り組み	3
3 県の取り組み	4
4 市の取り組み	4
第3章 基本方針の理念と性格	7
1 基本方針の理念	7
2 基本方針の考え方	7
3 基本方針の性格	7
第2部 各論	8
第1章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
1 幼児教育及び学校教育における人権教育	8
2 社会教育における人権教育・啓発	12
3 家庭における人権教育	13
4 企業等における人権教育・啓発	13
5 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育	17
第2章 重要課題への対応	18
1 女性	18
2 子ども	21
3 高齢者	26
4 障がい者	29
5 同和問題	32
6 外国人	35
7 患者・感染症感染者等及びその家族	39
8 犯罪被害者とその家族	43

9	刑を終えて出所した人及びその家族	45
10	性的指向と性自認等	47
11	インターネットによる人権侵害	49
12	災害に伴う人権問題	52
13	様々な人権問題	54
第3章	施策の推進	58
1	全庁的な推進体制	58
2	人権啓発センターを核とした推進	58
○資料		59
・	用語説明	59
・	江津市人権施策推進基本方針の施策体系	80
・	主要な国際条約・国内法・計画等の条文（抜粋）	81

第 1 部 総論

第 1 章 基本方針策定の趣旨

1948（昭和 23）年の国際連合（以下「国連」）総会で採択された「世界人権宣言^{*1}」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定しています。

また、日本国憲法は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と定め、第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから今日まで、国内外においては、人権尊重のための様々な取り組みが行われてきました。その間、社会における人権尊重の概念の認識・理解について着実な進展がみられる一方、民族紛争や宗教対立、テロ行為等により平和・人権・民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。

我が国においても、我が国固有の人権問題である同和問題・女性への暴力・児童生徒のいじめ問題・児童虐待や高齢者虐待の増加等に加え、外国人や障がい者に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害や貧困に起因した人権問題、さらには、性自認及び性的指向に関する偏見や自死遺族への差別的な言動や偏見等、新たな人権問題も発生しており、これらは、近年の国際化・少子化・高齢化・情報化等の社会の変化に伴い、今後ますます複雑化・多様化することが予想されます。

これら社会環境の急速な変化を背景に新たに発生した人権問題や、新たな条約・法令・計画等の施行・策定等に対応した基本方針が必要であることから、この度、「江津市人権教育・啓発基本計画」に代わり「江津市人権施策推進基本方針」を策定し、様々な人権問題の解決に向けて取り組むこととしました。

用語の標記

- 「子供」「子ども」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「子ども」と表記
- 「障害者」「障がい者」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「障がい者」と表記
- 「自殺」「自死」・・・固有名詞で用いられている場合を除いて「自死」と表記

用語の説明

「*」マークを付した用語については、「用語説明」の項を参照

第2章 基本方針策定の背景

1. 国際社会における人権規範の形成

20世紀に経験した二度の世界大戦と、それに伴う数々の人権侵害や人権抑圧への反省から、国際社会では「人権の保障は世界平和の基礎である。」という考えが主流になりました。そのような中、国連は1948（昭和23）年に「世界人権宣言^{*1}」を採択し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に表明しました。

この「世界人権宣言」には法的な拘束力はありませんでしたが、その後、国連では「国際人権規約^{*2}」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約^{*3}）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約^{*11}）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約^{*21}）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約^{*41}）」等、人権保障のための条約が採択されたほか、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定めるなど、「人権/Human Rights」を世界共通語として様々な取り組みが進められました。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、人種・民族・宗教等に起因する地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いてきたことから、1993（平成5）年にウィーンで開催された「世界人権会議^{*4}」において人権教育の重要性が改めて提唱され、翌1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年^{*5}」と定め、「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動が具体的な行動計画に基づいて進められました。

「人権教育のための国連10年」最終年の2004（平成16）年には、後継の取り組みとして、「人権教育のための世界計画^{*6}」が国連総会において採択され、翌2005（平成17）年からは、5年ごとの「フェーズ（段階）行動計画」に基づいた段階的かつ具体的な取り組みが進められています。

その他にも、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいては、すべての人々の人権が尊重される世界等を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）^{*7}」が、2030（令和12）年までの国際目標として採択され、2017（平成29）年7月の国連総会において承認されました。また、ハラスメントの根絶を求める声が世界的に広がる中、国際労働機関（ILO）が2019（令和元）年6月の総会で、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約^{*8}」を採択しています。

2. 国の取り組み

我が国は、1947（昭和 22）年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」を施行し、1956（昭和 31）年には国連に加盟することで国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約^{*2}」をはじめ、「人種差別撤廃条約^{*3}」、「女子差別撤廃条約^{*11}」、「子どもの権利条約^{*21}」、「障害者権利条約^{*41}」等、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」に基づく取り組みを進めてきました。

1997（平成 9）年には「人権教育のための国連 10 年^{*5}」に関する国内行動計画が策定され、関係府省での取り組みが開始されるとともに、人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が 5 年間の時限立法として施行されました。

2000（平成 12）年には、人権教育・啓発の推進を国及び地方公共団体の責務と規定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、国はこれに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002（平成 14）年に策定し、以降毎年国会において、計画に係る施策の実施状況を報告しています。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999（平成 11）年「男女共同参画社会基本法^{*15}」、2000（平成 12）年「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法^{*20}）」、2005（平成 17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法^{*38}）」、2011（平成 23）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法^{*40}）」、2013（平成 25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法^{*29}）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*42}）」、2016（平成 28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法^{*54}）」並びに「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法^{*48}）」等が制定されるなど、21 世紀を「人権の世紀」としてふさわしいものとするための様々な取り組みが積極的に進められています。

3. 県の取り組み

県においては、1998（平成 10）年に人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置し、翌 1999（平成 11）年に「人権問題県民意識調査」を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、2000（平成 12）年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、2003（平成 15）年に人権啓発推進センターを県庁内に、2006（平成 18）年に「西部人権啓発推進センター」を県浜田合同庁舎内に設置するなど、人権教育・啓発の総合的な取り組みを推進するための体制を構築しました。

その後、2008（平成 20）年 10 月に「基本方針」の第一次改定を、2019（平成 31）年 3 月に第二次改定を行い、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

4. 市の取り組み

（1）江津市人権啓発センター及び江津市人権・同和教育推進協議会の設置

2004（平成 16）年の桜江町との合併を機に「江津市人権啓発センター」を新設するとともに、旧「江津市同和教育推進協議会」（1979（昭和 54）年設置）を、新市における「江津市人権・同和教育推進協議会」と改めて設置しました。

（2）人権尊重の市宣言

1994（平成 6）年 12 月 7 日に江津市議会において決議された「人権尊重の市宣言」は、桜江町との合併 4 年後の 2009（平成 21）年 2 月 25 日に開催された「桜江地域審議会」の承認を経て新市へ継承することが決定しました。

（3）人権・同和問題に関する意識調査

人権・同和問題にかかる市民意識を調査するため、1983（昭和 58）年と 1993（平成 5）年に「同和問題に関する意識調査」を実施し、2009（平成 21）年と 2019（令和元）年に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。各調査結果は報告書としてまとめ、人権教育・啓発関連の各種方針・計画の策定や施策展開の基礎資料として活用しています。

(4) 江津市人権施策推進基本方針及び江津市総合振興計画

本市においては、同和教育上の具体的な課題と取り組みの方向性を明らかにした「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を2001（平成13）年に策定し、2006（平成18）年には、その後継の計画として、同和問題等の具体的な人権問題に即した個別的なアプローチに、人権一般の普遍的なアプローチを加えた「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

その後、第5次江津市総合振興計画（2007（平成19）年策定）、第6次江津市総合振興計画（2020（令和2）年策定）において、「人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり」を基本方針として定め、人権教育・啓発施策の一層の推進を図っています。

(5) 具体的な取り組み

ア. 学校等における人権・同和教育の取り組み

市内小・中学校においては、主に社会・道徳における教科指導のほか、総合的な学習の時間における人権・同和教育を推進しています。

また、市内小・中学校児童生徒を対象に、毎年度、学年毎に各種人権啓発作品（作文・メッセージ・イラスト等）を募集し、優秀作品については表彰・展示しています。人権を主題にした啓発作品の作成を通して、児童・生徒に人権尊重について考える機会を与え、その重要性を理解させるとともに、優秀な作品を広く市民に紹介することにより、市民の人権意識高揚を促しています。

指導者の育成に関しては、教職員等の人権・同和教育に関する指導力向上を目的とした「人権・同和教育主任等研究協議会」を毎年度複数回開催し、市内高等学校等、小・中学校、保育所等の人権・同和教育主任等を対象として、人権・同和教育に関する研修や情報交換を行っています。

イ. 市民の人権意識高揚への取り組み

一般市民、市内学校・保育所等の職員、市職員等を対象に「人権・同和教育講演会」や「江津市人権を考えるつどい（江津市人権問題講演会）」等の講演会を毎年開催し人権意識の高揚を図っています。

また、市の人権啓発・教育推進員による人権講座を市内各地域単位できめ細かく開催するとともに、地域における自主的な人権教育・啓発の取り組み推進を目的に、「地域人権・同和教育推進協議会委託事業」として、毎年度4つの地域コミュニティを指定し

て委託金を交付し、地域コミュニティ内における自主的な研修等の実施や、市・県が実施する諸事業への参加を促しています。

ウ. 広域隣保活動の推進

広域隣保活動事業として、地域住民の教育施設である「ふれあい集会所」を拠点に文化教養講座（健康教室・生花教室・絵手紙教室等）を開催しています。これにより、地域内外の住民同士や世代間の交流を促進するとともに、生涯を通じた学習活動を推進することで、地域の文化水準の向上を図っています。

第3章 基本方針の理念と性格

1. 基本方針の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち一人一人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この「基本方針」は、市民一人一人が人権について深く理解し、お互いの個性や価値観を認め合い、多様性が尊重される「共生社会」を実現することを理念とします。

2. 基本方針の考え方

近代国際社会における最も重要な進展は、「人権尊重」という考え方が国家の枠組みを超えた国際的な常識として発展し、社会における基本的な理念として認知されるようになったことです。国連は、「人権教育のための国連10年^{*5}」の行動計画において、「世界人権宣言^{*1}」や「国際人権規約^{*2}」をはじめとする人権関係国際文書に示された基準・概念・価値観について「できる限り広範囲で認識され理解されることを目指す」と、一般的指導原則の第一に述べています。「基本方針」は、国際的な常識としての人権尊重の精神が、本市においてこれまで以上に広く認識され理解されるために必要な施策の方向性を明らかにするものです。人権施策の実施主体である市は、「基本方針」により、重点的に取り組むべき課題を明らかにし、教育関係者や行政職員はもとより、市内事業所等や一般市民一人一人に至るまで人権意識の涵養を図り、「人権という普遍的文化」を構築するための総合的な取り組みを推進します。

3. 基本方針の性格

この「基本方針」は、国連の「人権教育のための世界計画^{*6}」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改訂）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法^{*10}）」第5条の規定に基づき策定するものです。

また、「第6次江津市総合振興計画」（2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）と整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものであり、市内事業所等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取り組みがなされるよう期待するものです。

なお、この「基本方針」は5年毎に見直しを行います。

第2部 各論

第1章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、その目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を正しく学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが求められます。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を涵養することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自己と他者の人権を擁護しようとする意識・意欲や態度を向上させること、そしてそれを実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

この「知的理解の促進」「人権感覚の涵養」「実践力・行動力の育成」を3つの柱とし、人権教育・啓発に係る施策を推進します。

1. 幼児教育及び学校教育における人権教育

(1) 3つの柱

ア. 知的理解の促進

学校・保育所・認定こども園（以下「学校等」という。）においては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて、教職員・保育士・保育教諭等（以下「指導者」という。）の知的理解を深めるための研修等を行い、指導力の向上を図ります。その上で、指導者は子どもたちに対して、人権尊重の概念を発達段階に応じたわかりやすい言葉で指導し、人権に関する知的理解を促します。

イ. 学習・生活環境の改善による人権感覚の涵養

指導者は、学校等における生活全体を通して、子どもたちがそこを「自己と他者の大切さが認められている環境である」と実感できるような人間関係づくりや雰囲気づくりに意識的かつ組織的に取り組み、子どもたちの「自己や他者を尊重しようとする感覚や意志の芽生え」を促します。

ウ. 実践力・行動力の育成

指導者は、学校等における集団生活・学習活動を通じて、子どもたちの、他者とともにによりよく生きようとする態度や、集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、いじめ等の具体的な人権問題に直面しても、それを自ら解決しようとする実践力・行動力を育成します。

(2) 発達段階に応じた人権教育

ア. 保育所(園)等・認定こども園における人権教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う時期であり、人権教育をはじめとするすべての教育の出発点と言えます。一人一人の園児の個性を十分に理解し、それぞれの発達度合いや個性に応じた就学前教育(保育)の充実に努めます。

また、保育所(園)等では、「保育所保育指針^{*33}」に基づく「全体的な計画」において、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領^{*34}」に基づく「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」において、園児の人権の尊重を明確に位置付け、所長・園長等の強いリーダーシップのもとで下記の取り組みを組織的に推進します。

①指導力の向上及び維持

指導者を対象に、人権問題への知的理解を深め人権意識と感性を豊かなものにするための研修等を充実するとともに、外部研修への積極的な参加を促します。また、全国保育士会刊行の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」等を指導者の定期的な振り返りに活用するなど、「子どもを尊重する保育」について、認識の共有と意識醸成を図ります。

②自尊感情の育成

指導者は常日頃から園児の自己肯定感が高まるような接し方を心掛け、園児の「自尊感情」の確立を援けます。また、集団生活において、園児が自己を発揮し、指導者や他の園児に認められる体験を通して自分の良さや特徴に気付き、自信を持って行動できるように導きます。

③他者を尊重する心の育成

他の園児と様々な体験活動を重ねる中で他者との関わりを深め、相手の気持ちに共感したり、相手の立場に立った行動ができるように導きます。

また、幼児の人権感覚を養うためには家庭・地域等との連携が効果的であることから、保護者と園児がともに人権感覚を養うことができる学習機会の確保や情報の提供に努めます。家族や地域の大人・高齢者等との触れ合いの中で、人に対する愛情と信頼感、そして他者の人権を尊重する心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性や規範意識の芽生えを促します。

イ. 小・中・高等学校・特別支援学校における人権教育の推進

児童期から青年期への過渡期にあるこの時期の児童・生徒は、社会的視野が少しずつ広がり、差別や偏見に対しての理解と関心・探求心が深まります。

学校では、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、組織的に下記の事項に取り組みます。

①人権尊重の精神に立つ学校づくり

校長は、人権教育推進の視点に立って学校の教育目標を作成し、教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるようマネジメントを行います。

また、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員の人権教育への意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境を整備します。そして、その環境を基盤に、児童生徒間において望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開します。

②人権教育の充実を目指した計画策定及び教育課程の編成

学校は、「人権教育の全体計画」及び「年間指導計画」において、「人権に関する知的理解」とともに、「人権感覚の育成」にあたって、身に付けさせたい資質・能力を明確化します。また、人権教育の目標と各教科の目標やねらい、人権に関する意識・態度・実践力を養う活動と各教科等における目標やねらいに基づく指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるように配慮します。

教育課程の編成にあたっては、地域の教育力を積極的に活用し、体験的な活動を取り入れたり、学習形態や指導方法上の工夫を凝らすなどしながら個に応じた指導を充実するとともに、一人一人が大切にされる授業を展開することで、人権尊重の意識や実践力を養います。

③人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導とは、集団指導や個別指導の中で個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。一方、人権教育においても、児童生徒の自己肯定感形成の支援、受容的・共感的・支持的な人間関係の育成、自己決定力や責任感の育成等が含まれるため、生徒指導と歩調を合わせることで、相乗的により大きな効果を上げることができます。「自己の大切さとともに他者の大切さを認める」という人権尊重の理念のもとで積極的な生徒指導を推進します。

④指導者の知的理解促進と人権意識の涵養

学校における人権教育を進める上では、まず、教職員が人権尊重の理念を十分理解

し、常日頃から人権に配慮した態度や言動を示すことが重要です。自らの言動により児童生徒の人権を侵害することがないように常に意識して行動・発言することはもとより、児童生徒の心の痛みに気づき、日常の生活場面において人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるべく、自己研鑽に努める必要があります。

以上を踏まえ、教育委員会は、人権教育に関する研修機会の充実を図るとともに、外部研修への参加勧奨や情報提供を積極的に行い、教職員自身の人権教育に関する知的理解の促進を図ります。また、日ごろの行動や言動に決めつけや偏見が潜んでいないか、児童生徒一人一人を大切にしているかなど、自らの人権意識を繰り返し見直すために必要な振り返りを行うため、人権尊重に関する自己診断チェックシート等を活用して、教職員の人権感覚の涵養を図ります。

⑤進路保障への取り組み

児童生徒それぞれの実態とその背景に寄り添い、進路を阻む要因を取り除き、学習権を保障した上で、すべての児童生徒の学力向上を図るとともに、一人一人が豊かな自己実現を図ることができるよう総合的な取り組みを行います。

(3) 組織間の情報共有と連携

保育所（園）等、認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校等異校種間で連携し、積極的な情報共有を行い、発達段階に応じた人権教育を系統的・計画的に実施します。

また、障がいのある児童生徒の教育にあたっては、特別支援学校との連携を特に密にし、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するための教育を行うとともに、将来の自立や社会参加に向けて必要な支援を行います。

(4) 家庭・地域社会との連携

学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点となり、その役割を十分に果たすため、家庭・地域との間で人権問題に関わる様々な情報を共有するなど、緊密な連携を図ります。また、PTA・保護者会や自治会・地域コミュニティとも連携を密にし、人権教育の充実を図ります。

2. 社会教育における人権教育・啓発

これまで社会教育施設等を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者は様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現を目指してきました。

しかし人権学習への参加者には、もともと人権問題に関心を持っている人が多いという傾向がみられます。これまで学習機会があまりなかった市民も参加できるような学習の場の提供が、社会教育における人権教育・啓発の大きな課題となっています。

人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。本市における取り組みについては、江津市人権・同和教育推進協議会を中心に、自治会・地域コミュニティや職場等、それぞれの場所で、同和問題をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決に向けて教育・啓発の推進に努めてきました。

しかし、市民の人権・同和問題への関心は特に強いとは言えず、根気強い取り組みが求められています。今後も地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学ぶことができるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣、紹介や学習プログラムの研究、指導者の養成等、社会教育における指導体制の充実に努めます。

(1) 地域コミュニティを中心とした地域住民の人権学習の充実

これまで、地域住民に人権学習の機会と情報を提供しながら、人権問題について正しい理解と認識を高めるため、各地域コミュニティの計画に従いながら巡回講演会を実施してきました。また、同和地区においては、集会所等で住民による学習活動が行われてきました。

今後さらに市民の学習意欲を高めるために、方法に工夫を凝らすなど、多様な機会の提供に努めます。

(2) 人権に関する講演会・イベント等の実施

市民の人権意識の高揚を図る啓発活動の一環として、「人権・同和教育講演会」「人権を考えるつどい」「人権啓発作品展」等に取り組んでいます。

今後も市民が楽しく気軽に参加して人権問題について考え、人権意識を高めることができるようなイベントや講演会を企画し、啓発に努めます。

(3) 社会教育関係団体による人権学習の推進

社会教育関係団体は、地域の人々を基盤として結成・活動しており、人権が尊重される地域社会づくりに大きな影響力があります。自治会・PTA・女性団体・青年団体・高齢者団体等が自主的に人権学習に取り組めるよう、各種研修会に関する情報提供を行うとともに、人権啓発センター所蔵の啓発ビデオ映像や図書等の貸出し体制を整備するなど、必要な情報や資料の提供に努めます。

(4) 市民一人一人へのきめ細かな人権啓発

これまで、市民が人権問題を身近に考える機会づくりとして、人権に関する標語やポスター・イラスト・作文・メッセージ等の作品募集や発表を行ってきました。また、市の広報による啓発や、人権啓発作品を掲載したカレンダーの配布等により人権意識の高揚を図っています。今後は、一人一人の市民が日常生活を送る中で人権教育・啓発に触れる場面を具体的に想定しながらその機会をさらに増やし、内容の充実を図ります。

3. 家庭における人権教育

家庭は、あらゆる教育の出発点であり、人格形成の上で重要な役割を果たすことはもとより、他者への思いやりや善悪の判断、基本的な規範意識等、人権意識の基盤となる資質を育む上でも極めて重要な場と言えます。

家庭における人権教育にあたっては、家庭内の人間関係を安定させ、家族が安らげる場所とした上で、保護者をはじめ家族全員が、偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないという一貫した態度を、日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが重要です。

市は、家庭における人権教育に必要な知識や人権感覚を養うため、保護者と子どもがともに人権について学ぶことができる学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備等を行い、家庭における人権教育の充実を促します。

4. 企業等における人権教育・啓発

近年、企業の社会的責任（CSR）がクローズアップされており、企業は社会を構成する一員として、環境保全や人権保護、労働環境の改善等に積極的に取り組み、社会全体の利益と発展に貢献することが望まれています。また、仕事におけるハラスメントについては、国際労働機関（ILO）が「仕事の世界における暴力及びハラスメントの除去撤廃に関する条約^{*8}」を採択し、国際労働基準として定められました。また、2019（令和元）年

には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法*24）」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。しかし、依然として不公正な採用やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等が横行しており、高齢者・障がい者の雇用や外国人労働者への待遇についても数々の課題が残されています。

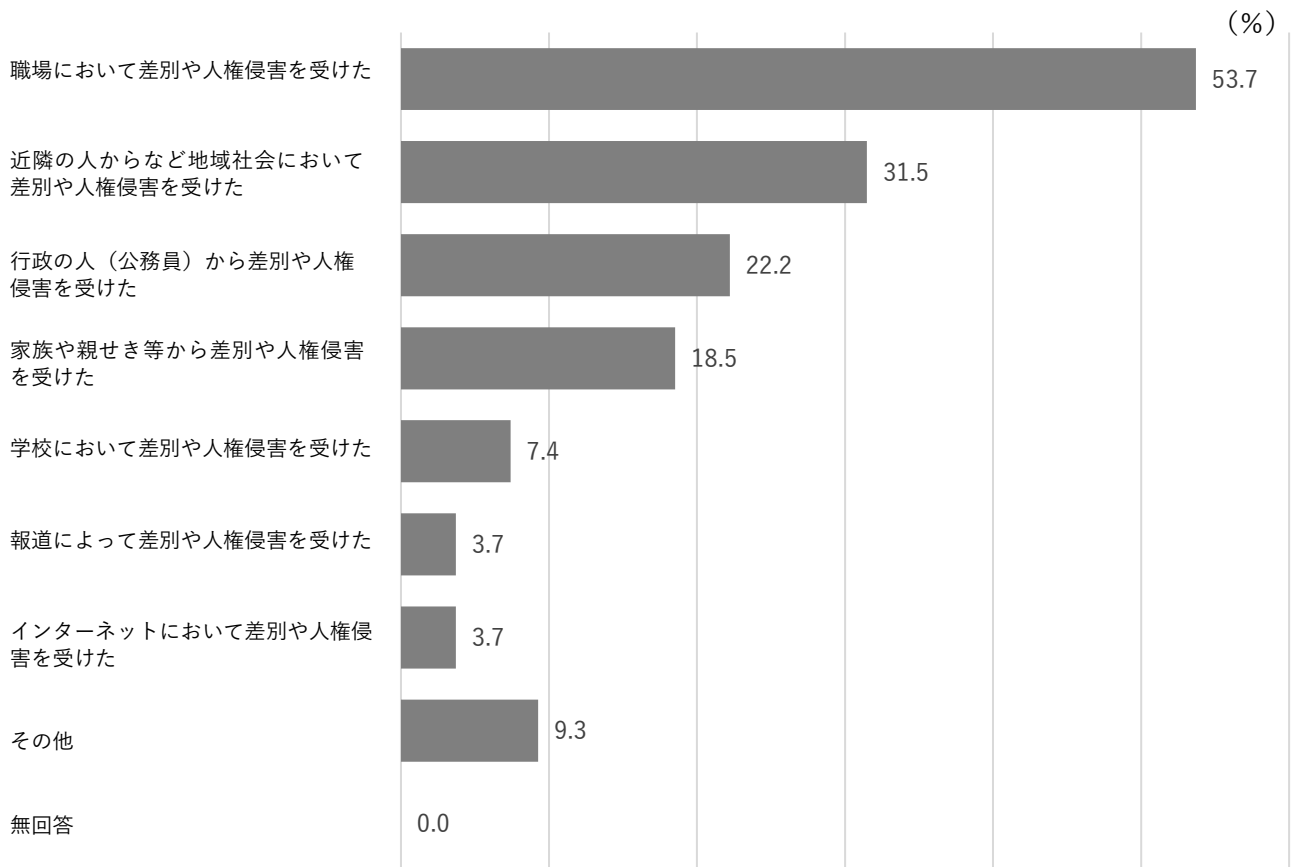
2019（令和元）年 11 月に本市において実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果においては、「過去 5 年くらいの間に差別や人権侵害を受けたと感じた人」のうち「職場において差別や人権侵害を受けた」と感じた人の割合が 53.7%と最も高く、他の項目の割合を大きく上回りました。職場における抜本的かつ早急な対策が求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

■人権侵害を受けたと感じた人は8人に1人

過去 5 年間くらいの間で人権侵害を受けたと感じた人は 12.5%で、平成 21 年の調査時の 32.9%から減っている。平成 28 年度島根県人権問題県民意識調査（以下「県」）では 14.8%の人が人権侵害を受けたと感じている。

問. その差別は誰から（どこで）受けましたか。（○はいくつでも）



（総数 54 人）

■「職場において人権侵害を受けた」が5割強

過去5年間くらいの間で人権侵害を受けたと感じた人に相手・場所を聞いたところ、「職場」が53.7%（県47.8%）と最も多く、次いで「近隣の人からなどの地域社会」31.5%（県33.5%）「行政の人」22.2%（県14.3%）、「家族や親せき等」が18.5%（県19.9%）となっている。

（1）人を大切にする職場づくりの推進

本市においては、2016（平成28）年度から実施している「江津市企業魅力向上事業」の中で、「人を大切にする経営」に向けての経営者意識改革を目指した各種講演会や経営者研修を計画的、継続的に行っています。人を大切にする企業姿勢は、人材の確保や定着に大きく影響するのみならず、労働者一人一人の能力発揮による生産性の向上等を通して企業の発展に大きな影響を与えます。労働者一人一人の能力が十分に発揮されるためには、個性が尊重され、年齢や性別、国籍等を理由に差別的な扱いをされない職場であることが必要です。

しかしながら、市内には職場内研修体制の整っていない事業所も多く、人を大切にする経営理念が職場の末端にまで行き届くようにするためには、まずは職場内研修体制を整え、組織的かつ具体的な取り組みを計画的・継続的に行っていく必要があります。

今後は、「人を大切にする経営」への参画事業所をさらに募るとともに、その理念を職場の隅々まで行き渡らせるため、人権に関する知的理解を深めるための職場内研修を継続的に行うよう働きかけを行います。

（2）女性が活躍できる職場環境の整備

内閣府が5年ごとに実施する「人権擁護に関する世論調査結果」によると、「女性が職場で差別待遇を受ける」との回答が50.05%となり、前回調査から10.7ポイント増加しました。職場における女性への人権侵害としては、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・ジェンダーハラスメント^{*19}等のほか、賃金や昇進・昇格、就業形態における男女差等多岐にわたっています。

これらを是正するため、市内事業所等への啓発活動を積極的に行い、職場内における「ポジティブアクション^{*20}」を促し、女性の人権を尊重した職場環境づくりを推進します。

(3) 障がい者雇用の促進と職場環境への配慮

「障害者雇用促進法^{*44}」においては、雇用における障がい者差別について「障がい者であることを理由に障がい者を排除すること」「障がい者のみ不利な条件を設けること」「障がいのない人を優先すること」と定義づけられています。障がい者差別が起こらない職場とするためには、まず雇用主が個々の障がい者について、配慮が必要な要件を把握・確認し、必要な配慮について障がい者本人との話し合いにより確認した上で、本人の意向を尊重しつつ、提供する「合理的配慮^{*43}」を確定すること、また、職場内の他の従業員に対して、障がいの内容や提供する合理的配慮に関する説明と啓発を行うことが重要です。

これらの配慮事項について、雇用主と障がい者本人、そしてその他の従業員が共通認識を持つための研修や意識啓発活動を支援し、障がい者雇用の促進と、障がいを理由とした差別がない職場環境の構築を図ります。

(4) 外国人労働者への配慮

少子・高齢化等により生産年齢人口が減少し、労働力不足が顕著になる中、その対策として外国人労働者の受け入れが急速に進んでいます。しかし、外国人労働者受け入れ条件緩和に向けて制度改革が進む一方で、外国人が対等な労使関係を築いて労働者としての権利を保障される仕組みの整備が遅れており、多くの外国人労働者が低賃金かつ不安定な雇用関係の下で危険な作業に従事させられたり、最低賃金法違反やセクシュアルハラスメント、恣意的な強制帰国等の様々な人権侵害が発生し、大きな社会問題となっています。企業等には、賃金等の労働条件における国籍や民族を理由とする差別を行わないことはもとより、言語や習慣等に基づく相違を認めてこれを尊重する労働環境の整備が求められています。

職場内における外国人に対する不当な差別を排除し、外国人が安心して就業できる職場環境づくりを市内事業所等と連携して推進します。

(5) 職場内研修の支援

市内事業所等における職場内研修を充実させるため、人権に関する講演会や研修会等に関する情報提供、市内事業所等で実施される研修会への指導員の派遣等を行います。また、人権啓発センター所蔵の資料や教材から職場内研修で使用できるものを抽出して一覧化し、市内事業所等へ情報提供するとともに、必要に応じて貸与・提供します。

5. 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育

人権尊重の理念を市民に根付かせるためには、あらゆる人々を対象に人権教育を進める必要がありますが、とりわけ公務員や医療・保健・福祉関係者等は、日常の仕事を通じて、自ら人権尊重の理念に基づいた行動を実践するとともに、人権の大切さを市民に理解してもらえるように努めることが重要です。そのため、これらの職業従事者に対する人権教育を重点的に推進します。

(1) 市職員

市職員は、行政に携わる者の責務として市民一人一人の基本的な人権を守る姿勢が求められます。人権尊重に関する深い知的理解と人権感覚を持ち、きめ細かい実践活動を行うことができるよう、職場内研修を積極的に行うとともに外部機関による研修を有効活用し、あらゆる研修等の場を通じて人権意識の高揚を図ります。

(2) 医療・保健関係者、福祉関係者、消防職員

医療・保健関係者、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、母子父子自立支援員、ホームヘルパー、社会福祉施設職員、消防職員等に対し、人権尊重の視点に立った判断・実践ができるよう研修会等の充実を図ります。

第2章 重要課題への対応

1. 女性

(1) 現状と課題

1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機に、国際的に女性の地位向上に関する取り組みが進められ、1979（昭和 54）年に女性の権利を包括的に保障する「女子差別撤廃条約^{*11}」が国連で決議され、女性の人権尊重の重要性が確認されました。また、1993（平成 5）年のウィーン世界人権会議では「女性に対する暴力」が人権問題として位置付けられるとともに、その撤廃に向けての取り組みが約束され、同年の国連総会では、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。しかし一方で、2020（令和 2）年の各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数^{*12}では、日本の順位は153 か国中 121 位（2019（令和元）年 12 月 17 日公表値）となっており、国際的に男女格差の是正には遅れをとっている状況です。

国は、1985（昭和 60）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法^{*13}）」の制定（1986（昭和 61）年施行）や「国籍法^{*14}」の改正による国籍取得時の父母両系血統主義の採用等、国内法の整備を図り、同年、女子差別撤廃条約を批准しました。その後、1999（平成 11）年に施行された「男女共同参画社会基本法^{*15}」により、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現」を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けました。

一方、日常生活における人権侵害から女性を守る取り組みとして、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法^{*16}）」が施行されるとともに、2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法^{*17}）」が施行され、その後の法改正で適用範囲の拡大や保護命令の拡充等が図られました。また、男女雇用機会均等法についても、1999（平成 11）年、2007（平成 19）年、および 2017（平成 29）年の法改正において、性別を理由にした差別の禁止や、事業主に性別、妊娠、出産等に関するハラスメントの予防措置義務を課すことなどが新たに規定されました。さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法^{*18}）」が 2015（平成 27）年に施行、2019（令和元）年に改正され、女性が職場でより活躍できるよう事業主に行動計画の作成義務を規定するなど、法整備が進められてきました。

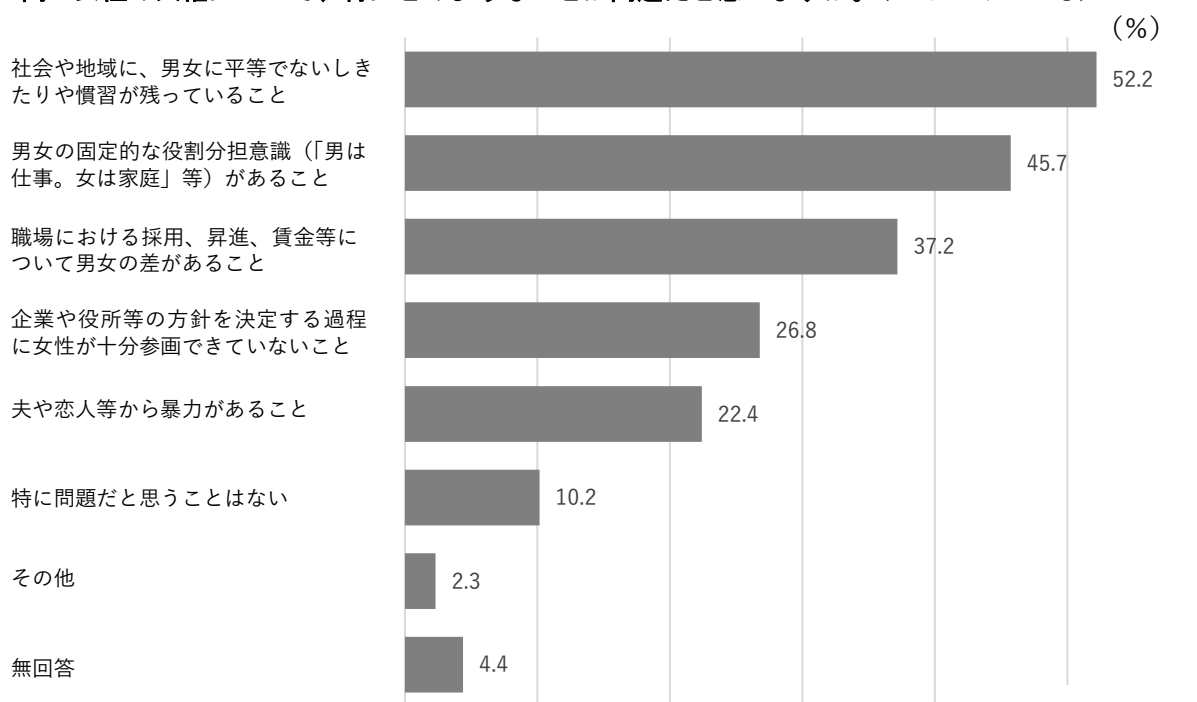
本市では、男女共同参画の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的に施策を推進するため、2002（平成 14）年に「江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）」を策定し、2012（平成 24）年には「第 2 次江津市男女共同参画推進計画～江津市 DV 対策基本計画～」を、2017（平成 29）年には「第 3 次江津市男女共同参画推進計画」を策定して男女共同参画の取り組みを進めています。

しかしながら、現実には、雇用における男女差別や女性の育児・介護負担、ドメスティック・バイオレンス（DV）、母子世帯の高い貧困率等の問題をはじめ、職場におけるセクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・ジェンダーハラスメント^{*19}等、女性の人権に関する様々な問題が存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を発揮することのできる社会を実現することが求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

女性の人権について

問. 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（〇はいくつでも）



■「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が5割強

女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思いたところ、「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が 52.2%（県 42.1%）と最も高く、次いで「男女の固定的役割分担の存在」45.7%（県 41.0%）、「職場における採用等の男女差」37.2%（県 38.1%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する「江津市男女共同参画推進計画」の基本目標を踏まえ、性別による固定的役割分担等にとらわれることなく、一人一人の個性や能力を尊重できる施策を総合的かつ計画的に推進することで、女性の人権を守ります。

(3) 具体的施策

ア. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

様々な機会を捉えて、DV・セクシュアルハラスメント・ストーカー行為・性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育と啓発活動を推進します。

また、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知に努めます。

イ. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会のしきたりや慣習、「男は仕事、女は家庭」等といった社会に根強く残っている男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、家庭・職場・地域等での制度や見直しを進めるための教育と啓発活動を充実します。

ウ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

子育て支援や男女共同参画の推進、市内事業者への啓発等の取り組みを通して、職場内における「ポジティブアクション^{*20}」を促し、女性の人権を尊重した職場環境づくりを推進します。男女が仕事・家庭生活・地域活動等において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるよう、これまでの働き方を見なおし、改善していくための取り組みを推進します。

エ. 女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現

活力溢れる社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法^{*15}」「女性活躍推進法^{*18}」の主旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組んでいきます。また、女性自身の参画意欲や参画能力を高めていくための啓発を進め、研修・学習の場を提供します。

オ. 男女平等のための教育・学習

学校においては学校教育を通じて、また地域社会においては人権学習を通じて、男女平等、男女の相互協力・理解に関する教育を推進します。

2. 子ども

(1) 現状と課題

国連は、1959（昭和 34）年の総会において、「児童の権利に関する宣言」を採択し、子どもが必要な権利や自由を享有することができることを宣言しました。また、1979（昭和 54）年を「国際児童年」とし、宣言の履行を加盟国に要請しました。1989（平成元）年の総会においては、子どもの生存・発達・保護・参加という包括的権利の保障を目指した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約^{*21}）」を採択しました（我が国は、1994（平成 6）年に一部（第 37 条（C））を留保して批准）。

国内においては、第 2 次世界大戦後の 1947（昭和 22）年に、児童の健全育成や福祉の保障・増進を基本精神とした「児童福祉法^{*22}」を制定し、家族や家を失って食料に事欠く児童を救済・保護する施策を推進しました。また、1951（昭和 26）年には「児童憲章^{*23}」を定め、「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる。」としました。

さらに、1997（平成 9）年には児童福祉法を大幅に改正し、子育てしやすい環境の整備、保育制度の見直し、児童自立支援施設の充実を図りました。また、1999（平成 11）年に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法^{*24}）を制定し、2003（平成 15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法^{*25}）」が制定され、2008（平成 20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法^{*26}）」が制定されました。

また、保護者等による児童虐待事件が頻発したことから、2000（平成 12）年には児童に対する虐待の禁止と、虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法^{*27}）」を制定しました。児童虐待防止法は、その後 3 度の改正を行い、児童虐待の定義の見直し及び各関係機関の責務の明確化、児童の安全確認のための立入調査等の強化、親による子への体罰禁止等に関する条項を追加しています。

さらに 2016（平成 28）年には児童福祉法が大幅に改正され、児童虐待防止対策の強化、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等の措置がなされました。

一方、学校等において頻発するいじめ問題に対しては、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法^{*28}」を制定し、いじめの定義や学校の対処方法、重大事案等への具体的な

対処内容等を定めました。また、同年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法^{*29}）」を制定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを定めました。

県においては、計画的かつ総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための指針として、2005（平成 17）年に「しまねっ子すくすくプラン（「島根県次世代育成支援行動計画」）」を策定し、子どもの権利保障体制の整備や広報活動の充実、児童虐待防止対策の強化等について、前期・後期あわせて 10 年間、計画的かつ集中的に取り組みを進めました。その結果、仕事と家庭が両立できる環境が一定程度整備されてきましたが、依然少子化には歯止めがかからない状況が続いたため、2015（平成 27）年に「しまねっ子すくすくプラン（「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定し、2020（令和 2）年 4 月には、「しまねっ子すくすくプラン（しまね子育てトータル支援プラン）」として、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援をより一層推進するための 5 年間にわたる支援計画を策定しました。

また、2014（平成 26）年に「島根県いじめ防止基本方針」を策定（2018（平成 30）年改定）し、2015（平成 27）年には、子どもの貧困対策法第 9 条の規定に基づく「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定するなど、いじめ防止や子どもの貧困対策への取り組みを推進しています。

本市においては、2015（平成 27）年 3 月に「江津市子ども・子育て支援事業計画」を、2020（令和 2）年 3 月に「第 2 期江津市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」の理念の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進しています。

しかしながら、小家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化等による子育て環境の変化により、家庭や地域社会の子育て機能が低下し、そのことが育児に対する負担感を増大させ、児童虐待リスクの増加につながるなど、子どもたちを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

また、学校では、心身の発達や人格形成に大きな影響を与えるいじめが依然として深刻な問題となっており、近年では SNS^{*30} を介したいじめも顕在化してきています。また、学校において取り組むべき問題としては、不登校児童生徒の増加もあげられます。

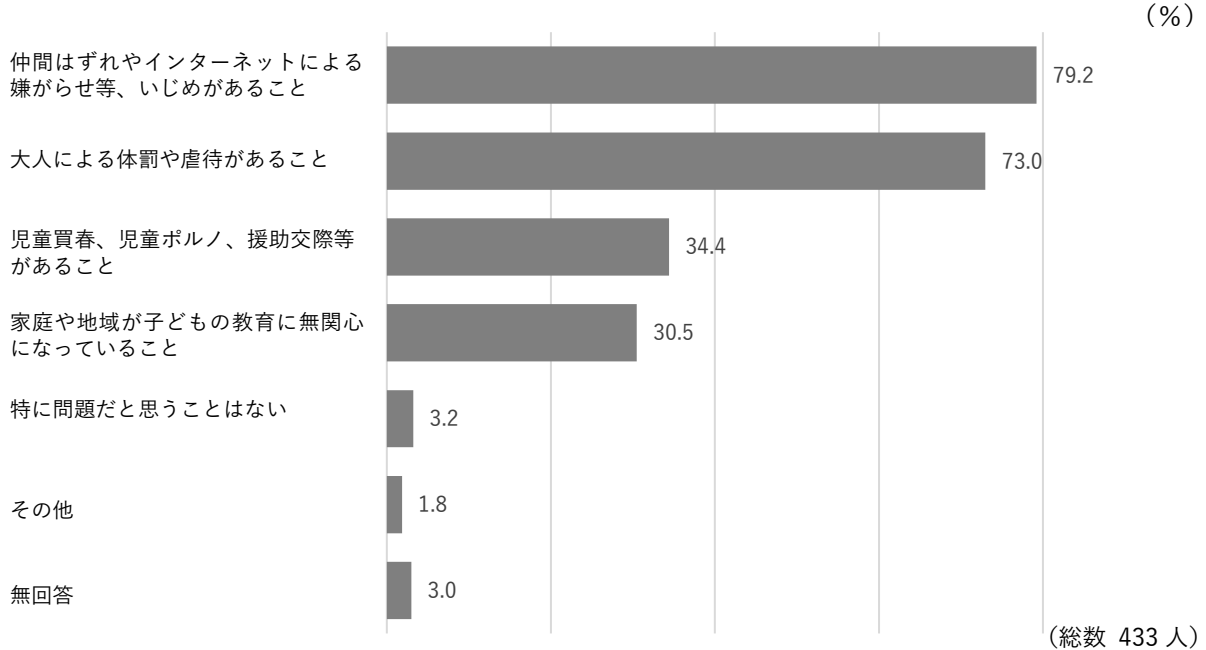
子どもの人権問題は、次の時代のまちづくりを担う若い市民の成長に関わる問題でもあ

ります。大人たちが子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、地域社会全体で子どもを守り育む心を涵養するとともに、自らの責任を果たしていくことが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

子どもの人権について

問9. 子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



■「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせ等、いじめがあること」が8割弱

子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いたところ、「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせ等、いじめがあること」が 79.2% (県 72.2%) と最も高く、次いで「大人による体罰や虐待があること」73.0% (県 48.2%)、「児童買春、児童ポルノ、援助交際等があること」34.4% (県 38.6%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

子どもの権利条約において、子どもは大人と同様ひとりの人間としての人権を認められ、「保護の対象」ではなく「権利の主体」として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障されています。しかし、実社会においては、依然、子どもを「未完成な存在」と考える傾向があり、権利の主体として尊重されなかったり、尊厳を傷つけられたりすることがあります。

子どもが権利の行使主体として認められ、その尊厳が傷付けられることなく、自らの意見を表明し、その思いを社会の中で実現できるよう教育・啓発に取り組むとともに、

2020（令和2）年3月に策定された「第2期江津市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう施策を推進します。

（3）具体的施策

ア. 「子どもの権利」に対する理解促進

学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約等の内容が広く理解されるよう、子どもたちに対しては、「自らが権利の主体である」ということを、保育・教育を通じて発達段階に応じた分かりやすい言葉で説明し、また、大人に対しては、子どもたちに保障されている4つの権利等について、地域の学習会等を通じて教育・啓発を行います。

イ. 子どもの虐待防止

「児童虐待防止法^{*27}」では、児童虐待を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」の4種類と定義づけており、それぞれが単独で発生するほか、複雑に絡まりあって発生する場合もあります。

社会保障審議会児童部会の報告によると、国内における虐待による死亡事例は年間50件を超えており、実に1週間に1人の子どもが虐待により命を落としています。

これら虐待を防止するため、「江津市要保護児童対策地域協議会^{*31}」を中心としたネットワークによる早期発見・早期対応を行います。また、「江津市子育てサポートセンター（NPO法人ちゃいるどりーむ）^{*32}」と連携し、子育ての負担軽減や子育て家庭の孤立化を防止するための支援、親としての自己啓発ができる学びの場や相談体制の充実を進めるとともに、市民への虐待防止に関する啓発を積極的に行い、虐待の潜在化防止と早期発見を促します。

ウ. いじめの防止

「いじめ防止対策推進法^{*28}」では、いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。いじめの多くは学校で発生しており、子どもを取り巻く環境が複雑化する中、いじめも複雑化・潜在化しています。しかし、同時にいじめに関する研究も進んでおり、いじめを生みにくい教室環境の整備、いじめを発見するための知識・技能の習得及び初動対応力の向上、いじめに関する相談体制整備と児童生徒・保護者等への

事前周知等の予防策を適切に行うことが、いじめの抑止や重大化の抑制に効果が高いことが分かってきました。学習指導要領の改訂により教科化された道徳において、いじめについて児童生徒自身が「考え・議論する」授業を行うとともに、「江津市いじめ防止基本方針」に基づき、学校及び教育委員会での組織的な予防策に取り組みます。

また、2018（平成 30）年度より市内小・中学校全校に配置されたスクールカウンセラーを中心とした校内相談窓口の有効活用とともに、文部科学省の「24 時間子供 SOS ダイアル」や法務省の「子どもの人権 110 番（電話・E メール、ミニレター）」等の校外相談窓口を、児童生徒及び保護者にあらかじめ周知する取り組みを進めます。

エ. 子どもの貧困対策

2016（平成 28）年の「国民生活基礎調査」では子どもの貧困率は 13.9%で、約 7 人に 1 人が貧困状態であると言われており、子どもの貧困対策は大きな課題となっています。子どもの貧困は、単に食事や住環境等の側面だけでなく、十分な教育を受けられないことにもつながります。子どもの学ぶ権利を保障し、基礎学力を定着させることは、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要です。

「子どもの貧困対策法」は、2019（令和元）年の改定において、市区町村の「子どもの貧困対策についての計画」策定を努力義務としましたが、本市においては 2020（令和 2）年 3 月に策定した「第 2 期江津市子ども・子育て支援事業計画」に内包する形で策定しています。今後は、同計画に基づき、子どもが置かれている現状を的確に把握するとともに、子どもの支援に取り組む民間団体等と市の担当部局や民生委員・児童委員が連携を図りながら、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、教育の支援・生活の支援・就労の支援・経済的支援等の施策を総合的に推進します。

3. 高齢者

(1) 現状と課題

国連は、1982年（昭和57）年に高齢化に関する世界会議を開催し、高齢化対策の指針となる高齢化に関する国際行動計画を採択しました。また、1991（平成3）年の総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則が掲げられました。さらに1999（平成11）年を「国際高齢者年」と定め、5原則に向けての取り組みが強化されました。国内では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景とした社会の高齢化が急速に進む中、「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン^{*35}）」や「新ゴールドプラン」を策定しました。また、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の基本理念や総合的な施策の基本的方向が示されました。また、1998（平成10）年には「介護保険法^{*36}」が成立し、2000（平成12）年からは介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度^{*36}」が始まりました。同時期からは民法の一部改正により、新しい「成年後見制度^{*37}」も始まり、認知症高齢者等で判断能力の不十分な人の権利擁護に関わる取り組みが進んでいます。さらに、2006（平成18）年には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法^{*38}）」が施行されました。

2018（平成30）年4月13日に総務省統計局から公表された人口推計によると、本市の高齢化率は37.9%（国27.7%、県33.6%）と2.6人に1人が高齢者という状況です。

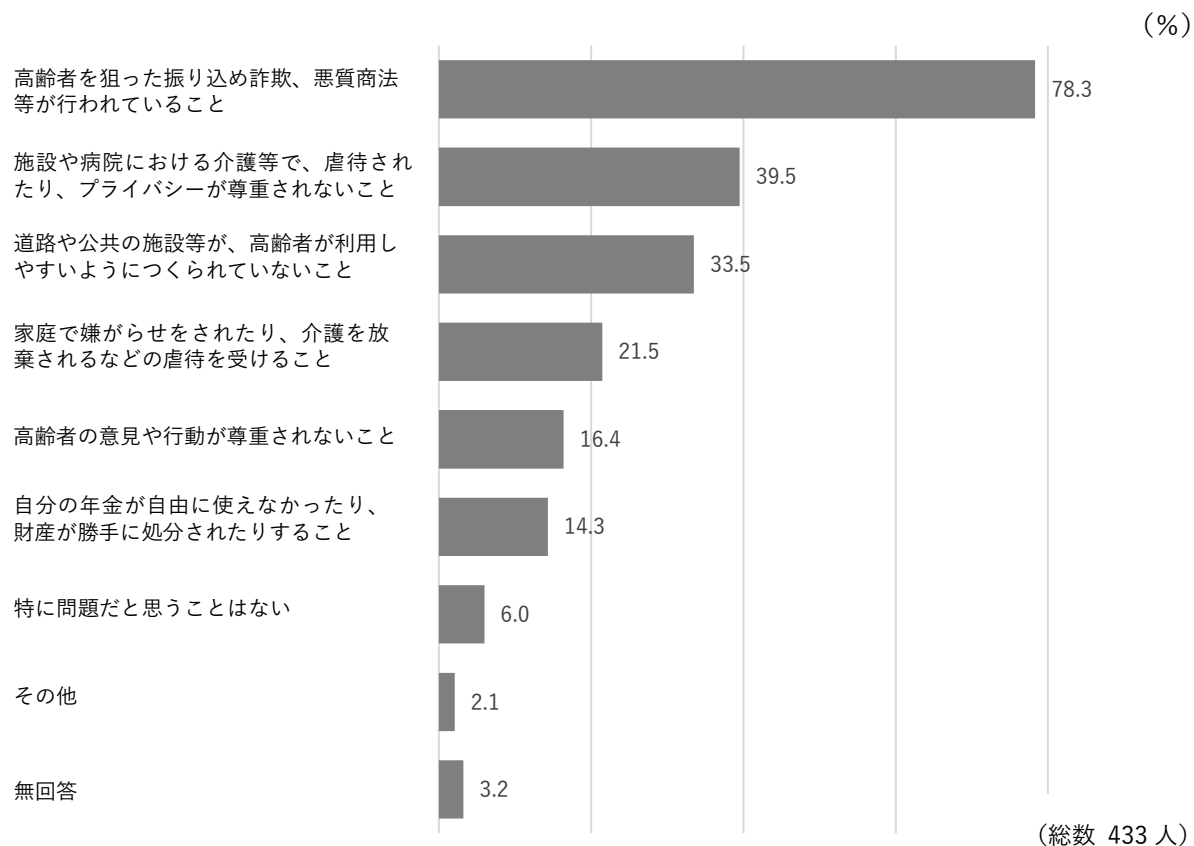
こうした状況の中、「老老介護の時代」といわれるように介護者自身が65歳以上であるという家庭が増えています。また、高齢者というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分確保されていない状況があります。

さらに、高齢者への身体的虐待や介護放棄をはじめ、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産面での権利侵害等も懸念されています。高齢者の就労支援や住民が主体となった居場所づくりを進めるとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム^{*39}」を強化し、充実させていくことが求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

高齢者の人権について

問 10. 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇はいくつでも)



■「高齢者を狙った振り込み詐欺、悪質商法等が行われていること」が8割弱

高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「高齢者を狙った振り込み詐欺、悪質商法等が行われていること」が 78.3% (県 74.1%) と最も高く、次いで「施設や病院における介護等で、虐待されたり、プライバシーが尊重されないこと」39.5% (県 41.1%)、「道路や公共の施設等が、高齢者が利用しやすいようにつくられていないこと」33.5% (県 31.4%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は 2018 (平成 30) 年 3 月に策定した「第 3 次江津市保健福祉総合計画」における「いつまでも自分らしく活躍できる「光齡社会」の理念のもと、高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組むことや生きがいを持つこと、また、積極的に社会参加できる機会を身近な地域で持つことができる環境づくりと意識啓発を行います。また、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、関係機関のネットワークの構築等、支援体制の整備を進めるとともに、高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に対しては、関係機関と連携して速やかに情報を提供するなど、高齢者の消費者被害の防止に取り組みます。

(3) 具体的施策

ア. 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者がいきいきと生活するためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもとより、生きがいを持つことや積極的に社会に参加することが必要です。

高齢者の交流の場としての老人クラブやふれあいサロン等の活動充実に努めるとともに、生涯学習活動や地域コミュニティ活動を通じて高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりを支援します。

イ. 高齢者の能力発揮の場の提供

豊かで活力のある社会を実現するためには、高齢者の経験と能力を積極的に活用する環境の構築が大切です。高齢者雇用の促進や待遇の改善について雇用主等の意識改革を促すとともに、高齢者に働く機会を提供するための仲介を行う「公益財団法人 江津市シルバー人材センター」等の活用や、地域づくりボランティア活動等への積極的な参加を促すよう支援します。

ウ. 認知症高齢者等の地域ケア体制や相談体制の整備

認知症高齢者が示す記憶障害や妄想、徘徊等の精神症状や行動障害は、地域の人たちに戸惑いや不信感等を抱かせ、時には偏見につながることもあり、介護にあたる家族だけでは支えきれないことも数多くあります。江津市地域包括支援センターでは、高齢者やその家族を支援するため、高齢者の総合相談、地域の支援体制づくり、介護予防の援助等とともに、高齢者の権利擁護への取り組みも行っています。

また、浜田地区広域行政組合では、「生活者視点の地域包括ケア」を将来像の一つに掲げ、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしており、今後は、介護保険等の公的なサービスだけでなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりを進め、浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の充実に努めます。

エ. 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者虐待は、近年、全国的に増加傾向にあり、虐待の要因についても、家族介護状況の変化による介護力の低下や生活困窮、養介護施設従事者の多忙化によるストレス等多様化しています。既存のネットワークを活用し、虐待の早期発見や未然防止に努めるとともに、養護者の負担軽減に向けた取り組みを行います。

4. 障がい者

(1) 現状と課題

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマに、1981（昭和56）年を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会では、1983（昭和58）年から1992（平成4年）までの10年間を「障害者のための国連10年」としました。

国内では、1970（昭和45）年に、「心身障害者対策基本法」が定められ、その一部を改正して1993（平成5）年に「障害者基本法」が制定されました。この改正の基本にはノーマライゼーションの思想があり、全ての障がい者は、「尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。その後、障がい者の社会参加を推進するために様々な法令整備が行われた後、2011（平成23）年には「障害者基本法」の一部を改正し、その第4条において障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、障がい者に対する虐待の禁止と養護者の支援等について定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法^{*39}）」が成立（翌年施行）しました。また、2013（平成25）年に施行された「障害者総合支援法」は、障がい者や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活および社会生活を総合的に支援するものです。

さらに、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約^{*41}）」の趣旨を踏まえ、2016（平成28）年4月には「障害者差別解消法^{*42}」が施行されました。障害者差別解消法は、国・地方公共団体・国民がそれぞれ、福祉・人権・雇用・教育・施設整備その他広い分野において、障がいを理由とした差別を解消するため、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮^{*43}）を行うことを定めています。

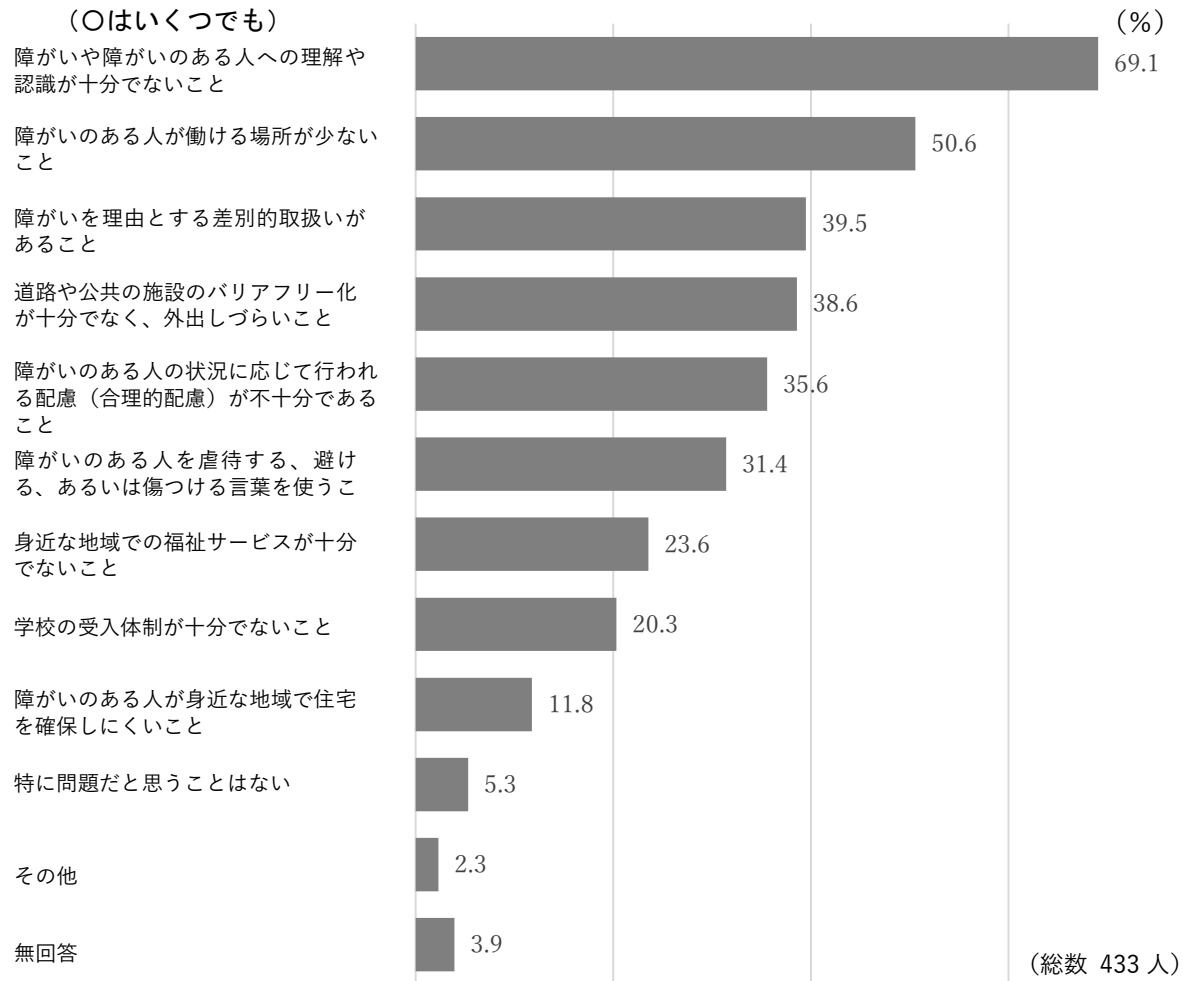
また、障がい者雇用促進についても「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法^{*44}）」の度重なる改正により、知的障がい者や精神障がい者を対象に加えるとともに、差別禁止規定の追加や合理的配慮の概念の導入等、法的基盤整備がなされてきました。

島根県では、2018（平成30）年に策定した「島根県障がい者基本計画」に基づき、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、各種障がい者施策を推進しています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

障がいのある人の人権について

問 11. 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。



■「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が7割

障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えるか聞いたところ、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が69.1%（県59.4%）と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」が50.6%（県44.8%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」39.5%（県32.3%）、「道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと」38.6%（県33.6%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は、「第3次江津市保健福祉総合計画」に包含される「障がい者保健福祉計画」の基本理念「ともに築くノーマライゼーションのまち」を合い言葉に、「障がい者の自立支援体制づくり」「誰もが尊重しあえる共生社会づくり」「障がい者を支えるサービス提供体制づくり」を基本目標として、「地域」「暮らし」「生きがい」をともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進します。

(3) 具体的施策

ア. 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法^{*42}」の趣旨・目的等について、幅広く市民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施します。

また、「障害者差別解消法」の施行に合わせて策定した「江津市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により、障がいを理由とする差別事象への対応と差別解消に向けての教育・啓発活動を行うとともに、差別的事案に即応できるよう相談体制を充実し、その利用促進を図ります。

イ. 障がいに対する理解の促進

市民それぞれが、障がいや障がい者について正しい認識を持ち、社会的障壁を取り除くための配慮が行えるよう、市の広報紙やホームページ等の広報媒体による広報をはじめ、研修実施等関係団体と連携した啓発活動を展開します。また、市民一人一人が様々な障がいの特性を理解し、日常において障がい者が困難を感じている状況に接した時は、躊躇なく適切な配慮や手助けを行うことができるよう「あいサポート運動^{*45}」を市の障がい者福祉担当部局と社会福祉協議会が連携しながら普及・推進します。

ウ. 学校における特別支援教育及び福祉教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム^{*46}」の構築を図ります。

また、「総合的な学習の時間」等を活用し、社会福祉協議会・地域コミュニティ・自治会・ボランティア・福祉施設等と連携を図りながら、校区内の地域特性に応じた福祉教育を推進します。そして、子どもの発達段階に合わせ、障がい者との交流やボランティア活動への参加等の体験的な学習を取り入れ、障がい者への理解と尊重の念を深める「福祉教育」を推進します。

エ. 障がい者雇用の促進及び就労支援体制の整備

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、「障がい者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用」と、「障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保と合理的配慮」を義務付けています。市内事業者や市民への意識啓発を行うとともに、県内の公共職業安定所や「障がい者就業・生活支援センター」等と連携しながら、法定雇用率の維持と、就労支援体制の整備による障がい者の職場定着を図ります。

オ. ユニバーサルデザイン化の推進

本市は、「江津市バリアフリー基本構想」「江津市住生活基本計画」「第3次江津市保健福祉総合計画」において「ユニバーサルデザイン^{*47}」の考え方にに基づき、バリアフリー^{*48}化を推進することとしています。

今後も、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法^{*49}）」の理念を踏まえ、「ノーマライゼーション^{*50}」の考え方にに基づき、すべての人が、障がいの有無・年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有し尊重される社会を目指し、ハード・ソフト両面において、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進します。

5. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国ならびに地方公共団体の責務であり、国民的課題です。

1960（昭和 35）年に設置された同和対策審議会は、内閣総理大臣から「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受け、1965（昭和 40）年に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」と、その後の対策の基本的方向を示す答申を提出しました。国は、この答申を受けて、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法^{*51}」制定以降、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の制定や改正を行い、生活環境の改善をはじめ、教育・保健・福祉・就労・啓発等の推進が図られてきました。その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されたため、2002（平成 14）年 3 月の「地対財特法」の失効に伴い、特別対策としての同和対策事業は全て終了し、以後は地域の状況や事業の必要性に応じて、所要の施策が講じられることとなりました。

ところが、その後新たに SNS 上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、ウェブサイト上での同和地区所在地や地区名の公開等、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないことを受けて、2016（平成 28）年 12 月に「部落差別解消推進法^{*52}」が施行されました。

本市においても、同和問題解決は全市民的な課題であることから、差別解消に向け、生活環境の改善をはじめとする諸施策の推進に取り組んできた結果、道路・下水排水路・墓

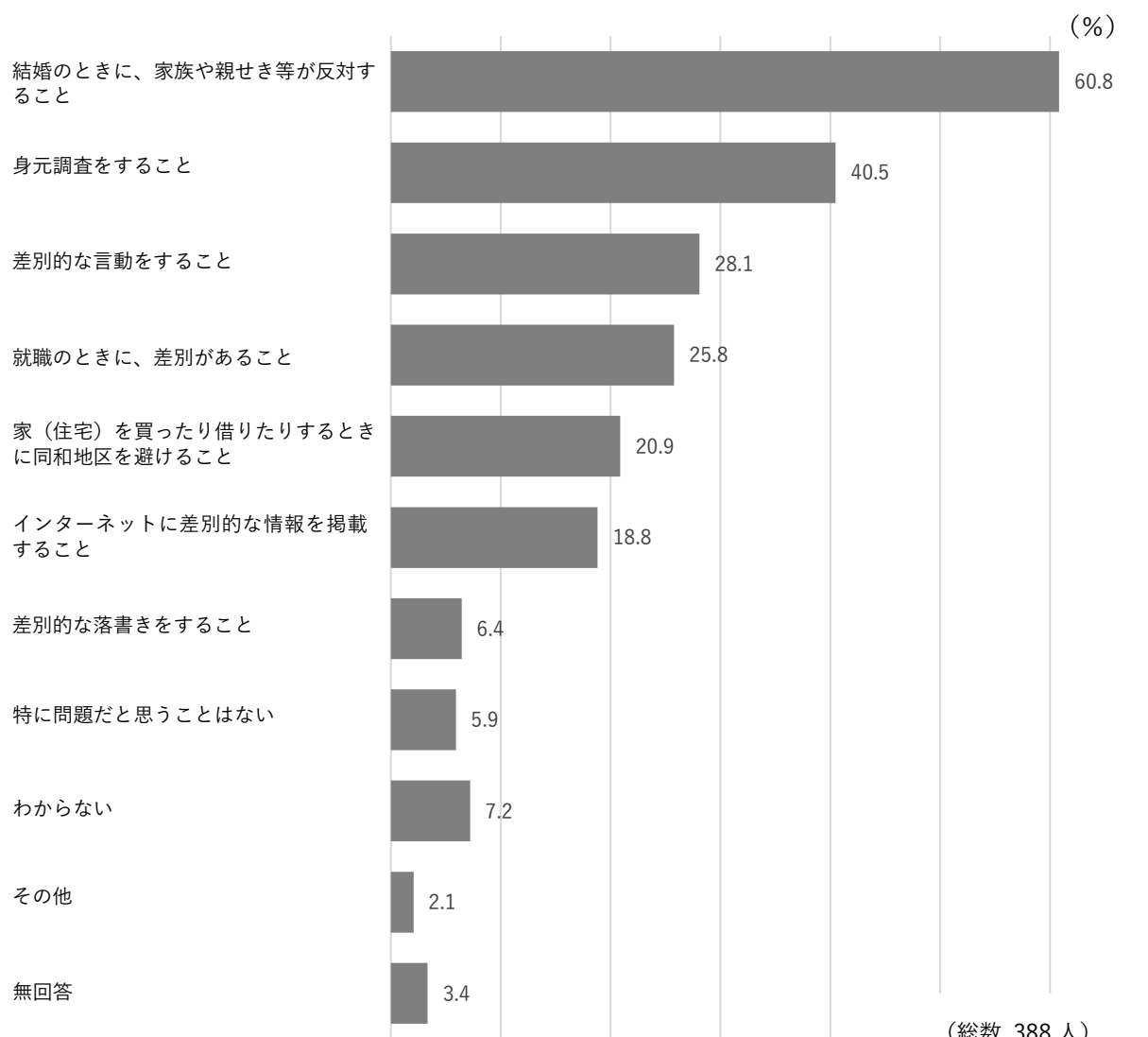
地移転・上水道・街路灯等の施設整備事業及び一般公共事業の推進により、同和地区内の生活環境については大きく改善されました。

また、2001（平成 13）年に「江津市同和问题啓発・教育基本計画」を、2006（平成 18）年には「江津市人権同和教育・啓発基本計画」を策定し、本市における同和教育上の具体的な課題と、今後の取り組みの方向を明らかにして、各種行政機関や諸団体等との連携に基づいた地域ぐるみの同和教育を推進してきました。

その結果、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の分野で一定の成果が認められるものの、インターネット上での差別をはじめとする新たな差別事象への対応や、同和地区内の世帯の高齢化等、新たな問題への対応が必要となっています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

問 13. 同和问题について、特にどのようなことが問題だと思えますか。（〇は3つまで）



■「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が6割

同和問題について特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が60.8%（県61.4%）で最も高く、次いで「身元調査をすること」40.5%（県33.1%）、「差別的な言動をすること」28.1%となっていて、結婚に関わると思われる事項が問題点の上位にあがっている。「就職差別」25.8%と続くが、県民調査では「家（住宅）を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること」が上位3番目に入っている（県25.1%、市20.9%）。

（2）施策の基本的方向

「部落差別解消推進法^{*52}」では、「部落差別が現存」し、「情報化によって変化している」などの国の認識を明らかにし、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることと定めています。この趣旨を踏まえ、引き続き民間団体等と連携を図り、地域の実情に応じた、効果的な教育・啓発を推進します。また、一般対策については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、有効かつ適切に活用し推進していきます。

（3）具体的施策

ア．学校教育における取り組み

学校においては、小学校における社会、中学校における歴史・公民等の科目において、同和問題の歴史や現状について理解を深めることはもとより、実際に差別をなくすためにはどのようにすればよいかを、自ら考え、行動する「実践力」を養う学習を進めます。

また、教職員等は、他の様々な問題を抱えた児童生徒とともに、同和問題を背景とした困難を抱える児童生徒に対して、進路保障の取り組みを重点的に進めます。

イ．一般市民等への啓発

「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、同和問題を正しく理解し、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、市民向けの講演会・研修会等を実施します。

また、差別意識の解消に向けた啓発広報については、これまでの手法に加え、インターネットやケーブルテレビ等を活用して多チャンネル化を図り、市民が人権問題をより身近にとらえ、自らが解決に向けて行動できるようなものとなるよう取り組みます。

さらに、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権侵害の未然防止に効果がある「本人通知制度^{*53}」についても、戸籍事務担当課を中心に、積極的な制度周知と登録勧奨を行います。

ウ. 広域隣保活動の充実

地域の教育・文化水準の向上を図るための学習活動を、地域住民の教育施設である「ふれあい集会所」を拠点として、内容や方法を創意工夫しながら進めます。

エ. 市内事業所等における啓発の推進

市内事業所等が同和問題の解決をめざして積極的に取り組むためにも、「就職差別につながる主要 14 項目^{*54}」等を正しく認識し、公正な採用選考が行われるよう指導・啓発に努めます。

オ. えせ同和行為の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対処するには、何よりも同和問題を正しく理解することが重要です。このため市民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、国・県の関係機関と連携し、一層その取り組みの強化に努めます。

6. 外国人

(1) 現状と課題

1948（昭和 23）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言^{*1}」が採択されたことを受け、我が国は 1979（昭和 54）年に「国際人権規約^{*2}」を批准しました。その後 1981（昭和 56）年「難民の地位に関する条約^{*55}」への加入や、1982（昭和 57）年の「難民の地位に関する議定書^{*55}」批准を契機として、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人等の特別永住資格者への指紋押捺義務の免除等を内容とした「外国人登録法^{*56}」の改正が行われるなど、国際化に対応した法的環境の整備が進められました。

我が国における外国人に関する課題は、以前は「オールドカマー」といわれる旧植民地出身者、中でも在日韓国・朝鮮人に対する社会保障や参政権の付与等が中心でしたが、1980 年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入したことにより、不法就労問題への対応等、新たな課題が発生しました。こうした事態を受けて政府は 1990（平成 2）年に「出入国管理及び難民認定法（入管法^{*57}）」を改正し、「ニューカマー」と呼ばれる多数の南米日系人等の優先的入国・在留を認めることとしましたが、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件等、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

その後、入管法は 2009（平成 21）年改正（外国人登録制度の廃止と新たな在留資格制度の導入）、2014（平成 26）年改正（在留資格と上陸審査の緩和）、2018（平成 30）年改

正（在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設）により、外国人就労の規制緩和と従事できる業種の拡大が行われました。

また、その間、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等が多発したことから、2016（平成 28）年 6 月、「ヘイトスピーチ解消法^{*58}」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動を禁ずるとともに、解消に向けた国、地方公共団体の責務を明らかにしました。

そのような中、島根県の外国人人口も着実に増え続けており、過去 10 年間で約 1.5 倍（令和元年度調査によると 8,856 人）に増加しています、本市においても、2019（令和元）年 12 月末現在で 302 人の外国人が在住しており、人口に占める外国人の比率は、出雲市に続いて県内第 2 位となっています。

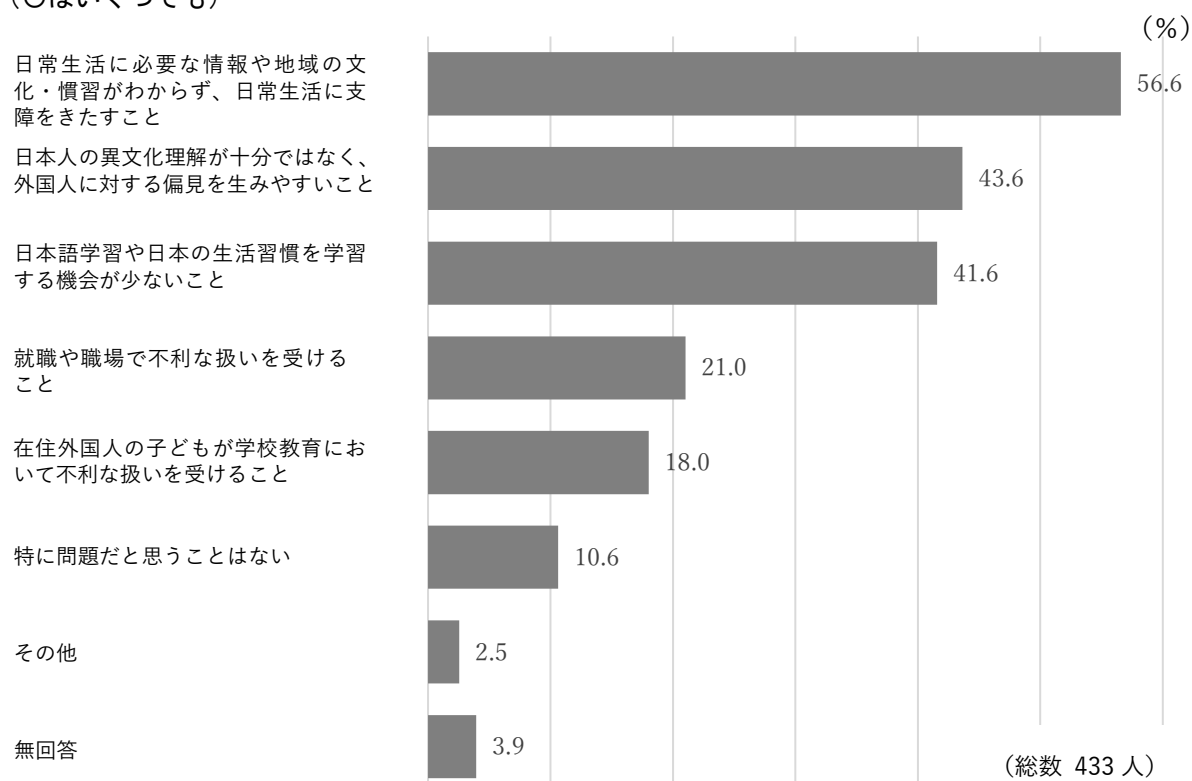
今後、本市が国際化の流れの中で、住みよい地域社会を維持していくためには、外国籍市民に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、異なった文化や価値観を持った人々と共に生きる「多文化共生社会^{*59}」を実現することが求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

外国人の人権について

問 17. 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

（○はいくつでも）



■「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が5割半

外国人の人権について特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が56.6%（県46.9%）で最も高い。次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」43.6%（県33.0%）、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」41.6%（県28.4%）となっている。

（2）施策の基本方向

世界のすべての人々が人権を守り、尊重することは国際化時代の前提となるものです。国際理解を促進し、世界的な視点から自己や地域を見つめることのできる態度を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性・意義等について理解を深め、外国の人々と共に生きるという市民意識の醸成に努めます。

また、諸外国の生活文化を理解・尊重するとともに、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度が育成されるよう、国際教育や外国語によるコミュニケーション能力を養う外国語教育の充実等、国際化時代に対応した教育を、学校教育・社会教育双方の場において推進します。

（3）具体的施策

ア．差別意識解消のための教育・啓発の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校・地域・職場等、様々な場面で教育・啓発を推進します。また、「ヘイトスピーチ解消法^{*58}」の内容を市民一人一人が理解し、不当な差別的言動を抑止するための取り組みを推進します。

また、外国人が地域社会に円滑に溶け込み、市民に理解され尊重されるよう、市民ボランティア団体等と連携して、市民との交流機会を設けるなどの取り組みを推進します。

イ．コミュニケーションのバリアフリー化

外国人への文字による情報伝達に際しては、情報の多言語化と合わせ、簡易な表現と簡潔な文章を心がけ、ふりがなを振るなど、日本語に不慣れな外国人にも分かり易くした「やさしい日本語^{*60}」を使用するとともに、「公益財団法人しまね国際センター^{*61}」や市民ボランティアと連携し、学校・地域・職場等においても広く使用されるよう研修会等を実施するなどして普及を図ります。

ウ．外国にルーツを持つ児童生徒及び保護者への支援

日本語指導教諭や支援員を配置し、児童生徒の実態に応じて日本語の指導及び支援を行います。また、学校から保護者宛の文書等には、「やさしい日本語」を可能な限り使

用し、学習内容や学校生活について、家庭と学校との意思疎通が十分になされるよう配慮します。

エ. 多文化共生の視点に立った国際教育の推進

初等中等教育段階において、すべての子どもたちが、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力を身に付け、自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立し、自分の考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力を身に付けることができるよう、市内小・中学校において「国際教育」を推進します。

オ. 外国人を雇用する事業主への啓発

外国人労働者を雇用する事業主に対しては、その雇用及び労働条件等に関して、事業主が講ずべき必要な措置について定めた国の基本指針である「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針^{*62}」（2017（平成29）年11月最終改正）の周知を図ります。外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国・県をはじめとした関係機関と連携し、市内事業所等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための啓発に取り組みます。

カ. 災害情報の提供

災害時における情報提供にあたっては、外国人住民が取り残されないような体制やツールについての検討を進めるとともに、避難所や防災マップの周知等、平常時における防災情報の普及にあたっては、情報の多言語化や「やさしい日本語^{*60}」の活用等、情報を受ける側の視点に立った情報伝達に努めます。

キ. 外国人住民のための相談体制の充実

2015（平成27）年6月から、県の事業により配置されている「島根県外国人地域サポーター^{*63}」や「公益財団法人しまね国際センター^{*61}」、地域のボランティア活動団体等と連携を取りながら、相談体制を充実していきます。

7. 患者・感染症感染者等及びその家族

(1) 現状と課題

国が定めた「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」には、「H I V（ヒト免疫不全ウイルス）^{*64}感染者」及び「ハンセン病^{*65}」に関する偏見や差別が重要課題として取り上げられています。医療技術の進歩や医療体制の整備が進む一方、様々な病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないため、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取り組みが必要です。

ハンセン病は、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動^{*66}」により、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。1996（平成 8）年に「らい予防法^{*67}」が廃止され、2009（平成 21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法^{*68}）」が施行された現在でも、社会的には根強い差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らせない現状があります。

H I V感染者やエイズ患者等については、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや患者・感染者を特別視する差別意識が存在し、医療の拒否、病気を理由とした解雇等の人権問題に発展することがあります。

また、S A R S^{*69}や新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）^{*70}等の新たな感染症の発生時には、その感染力の強さから不安や恐怖が蔓延し、感染者やその家族・旅行者等に対する非難や差別的な言動、あるいはインターネット上で感染者の誹謗中傷や個人情報の掲載等の人権侵害が起こることがあります。

精神疾患については、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識等が伝わっていないことから誤解や偏見が生じています。このことから、職場や地域で患者が疎外・排除されることがあります。

難病は、その原因が不明であったり、治療方法が確立されていなかったり、また、症状が慢性的あるいは進行性であるなど、患者及びその家族が日常生活を送る上で、経済的負担をはじめ、様々な困難を生じることがあります。2015（平成 27）年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法^{*71}）」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加の機会の確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めています。

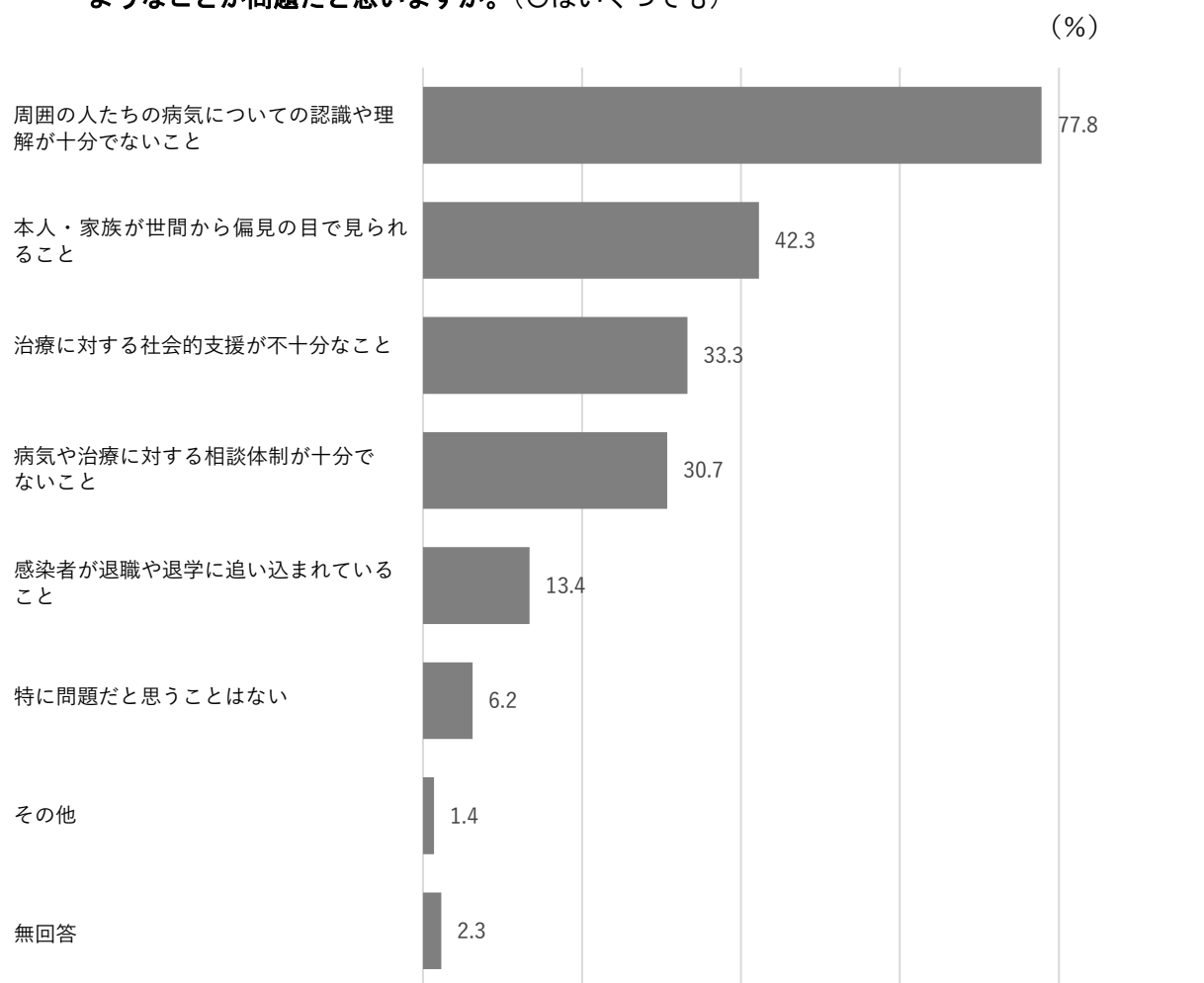
また、近年では医療全般において、患者側の人権を重視し、治療する側との信頼関係の

もとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。医療従事者から病状について十分な説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセントの確立等、患者の立場に立った医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

患者及び感染者等の人権について

問 18. HIV（エイズの原因ウイルス）感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇はいくつでも)



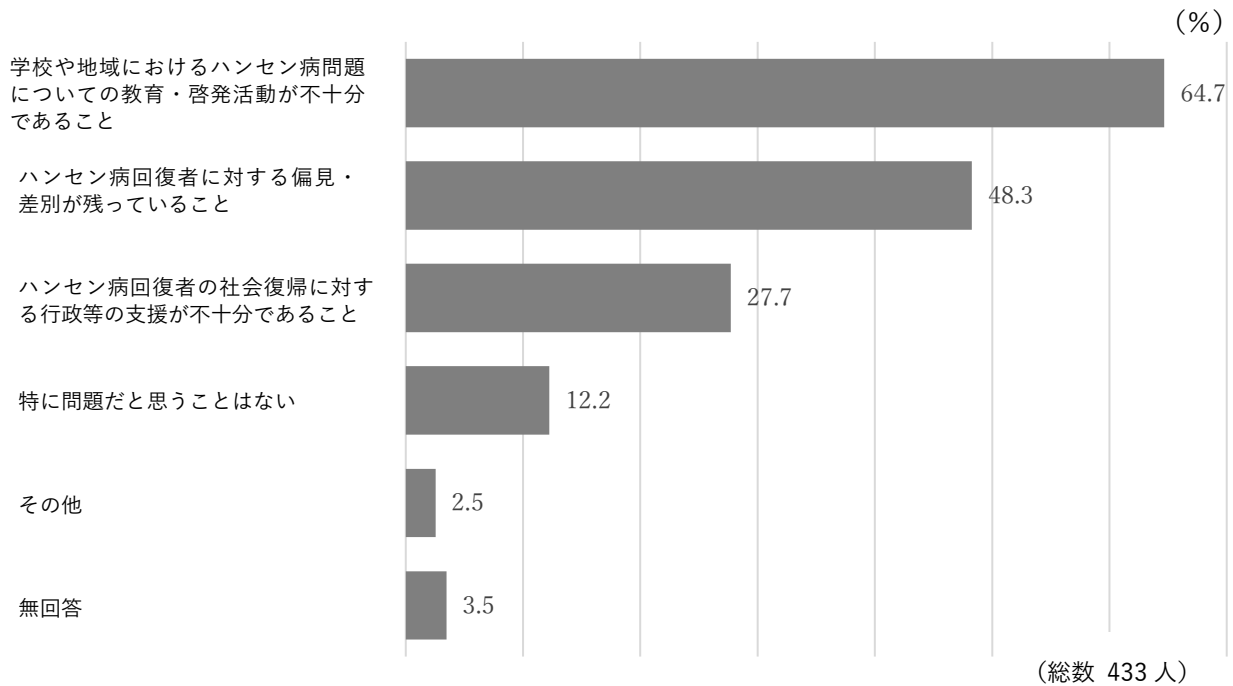
(総数 433 人)

■「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」が8割弱

HIV感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」が 77.8% (県 68.2%) で最も高い。次いで「本人・家族が世間から偏見の目で見られること」42.3% (県 38.7%)、「治療に対する社会的支援が不十分なこと」33.3% (県 26.1%) の順となっている。

問 19. ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(〇はいくつでも)



■「学校や地域における教育・啓発活動が不十分であること」が6割半

ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「学校や地域におけるハンセン病問題についての教育・啓発活動が不十分であること」が64.7%（県55.7%）で最も高い。次いで「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っていること」48.3%（県41.7%）、「ハンセン病回復者の社会復帰に対する行政等の支援が不十分であること」27.7%（県24.4%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別を受けることなく、安心して尊厳をもって暮らせる地域社会づくりを推進します。

(3) 具体的施策

ア. 患者・感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発

①ハンセン病患者・回復者及びその家族

ハンセン病は、らい菌の感染によるもので、発症すれば体の皮膚と末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く感染しても発病することは稀です。さらに、仮に発病しても効果的な治療法があり、完全に治る病気です。また、遺伝病ではありません。しかしながら、政府による隔離政策や「遺伝病である」との誤解等

から、人々が必要以上にこの病気を恐れ、偏見や差別意識を持ち、患者や家族に多大な精神的苦痛を与えてきました。

このようなことを2度と繰り返さないために、また、回復者やその家族への偏見や差別の解消と名誉回復を図るために、ハンセン病についての正しい知識と回復者等の人権尊重に対する理解を深めるための講演会・研修会・出前講座等を積極的に実施します。

②H I V感染者・エイズ（A I D S）患者

H I Vは感染力が弱く、性行為以外の日常生活で感染する可能性はまずありません。

また、治療法の開発が進み、現在、H I V感染／エイズは、ウイルスが体内で増えるのを抑えながら付き合っていく慢性疾患としての面が大きくなっており、定期的に病院に通うことで、コントロールが可能です。

しかし、H I V感染者・エイズ患者に対する差別・偏見がいまだに存在しており、このことは、感染した人たちが生活していく上で、大きな障害になっています。H I V感染とエイズについての正しい知識と、感染者・患者の人権尊重に対する理解を深めるための講演会や研修会、出前講座等を積極的に実施します。

③新型コロナウイルスの感染者等

S A R Sや新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）等の未知の感染症が蔓延すると、様々なメンタルヘルス上の問題が生じます。不安と恐怖、隔離がもたらすストレス、偏見と差別、情報のもたらす社会不安と混乱等が主要なものとして挙げられます。感染そのものへの恐怖だけでなく、感染拡大防止のための移動制限や集会の禁止等、社会情勢や生活環境の急激な変化も社会不安を増大させます。そして、人々はその不安から逃れるために、原因者を求め、攻撃するようになります。

このような状況下においても、市民一人一人が人権侵害の「加害者」とならないよう、予防的啓発活動を、市のホームページや江津市広報紙・啓発チラシ・出前講座等で積極的に行うとともに、感染症発生時の緊急啓発についても、各種メディアと連携して平常時から検討と準備を行います。

③精神疾患や難病の患者及びその家族

精神疾患や難病に対する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行います。

また、「島根県精神保健福祉協会」や、難病に関する専門相談、就労相談や研修機能を担う「しまね難病相談支援センター」や浜田保健所と連携し、患者・家族へのきめ細かな支援体制の構築を図ります。

イ. インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンの普及

インフォームド・コンセントとは、患者・家族が病状や治療について十分に説明を受けた上で理解し、医療職も患者・家族の意向を十分に聴取し確認した上で、どのような医療を選択するかを合意するプロセスです。また、セカンドオピニオンとは、患者にとって最善だと思える治療を患者と主治医との間で判断するために、別の医師の意見を聴くことです。いずれも患者の「知る権利」「自己決定権」「自立の原則」を尊重する行為ですが、正しく認識されていない場合に、医療従事者と患者との間でトラブルとなることがあります。医療従事者と患者が同意の上で適切な医療が行われるよう、インフォームド・コンセントとセカンドオピニオンに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

8. 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族（以下「犯罪被害者等」）は、犯罪の直接的な被害はもとより、医療費の負担や休業・転職・失職等による経済的な困窮に加え、周囲からの好奇の目、被害者にも責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的な被害等、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

このような状況は、これまで犯罪に関わりのない一般の人々が犯罪被害者等の存在に無関心であったこと、社会の風潮として犯罪被害者等が声を上げにくかったことなどから、社会においてはあまりよく知られていませんでした。

このような状況の下 2004（平成 16）年に「犯罪被害者等基本法^{*72}」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められるとともに、翌年、その理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画^{*72}」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命・身体・財産上の直接的な被害とともに、経済的困窮や精神的被害等の二次的被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。その後、2011（平成 23）年「第 2 次犯罪被害者等基本計画」、2016（平成 28）年「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の一層の保護が図られました。

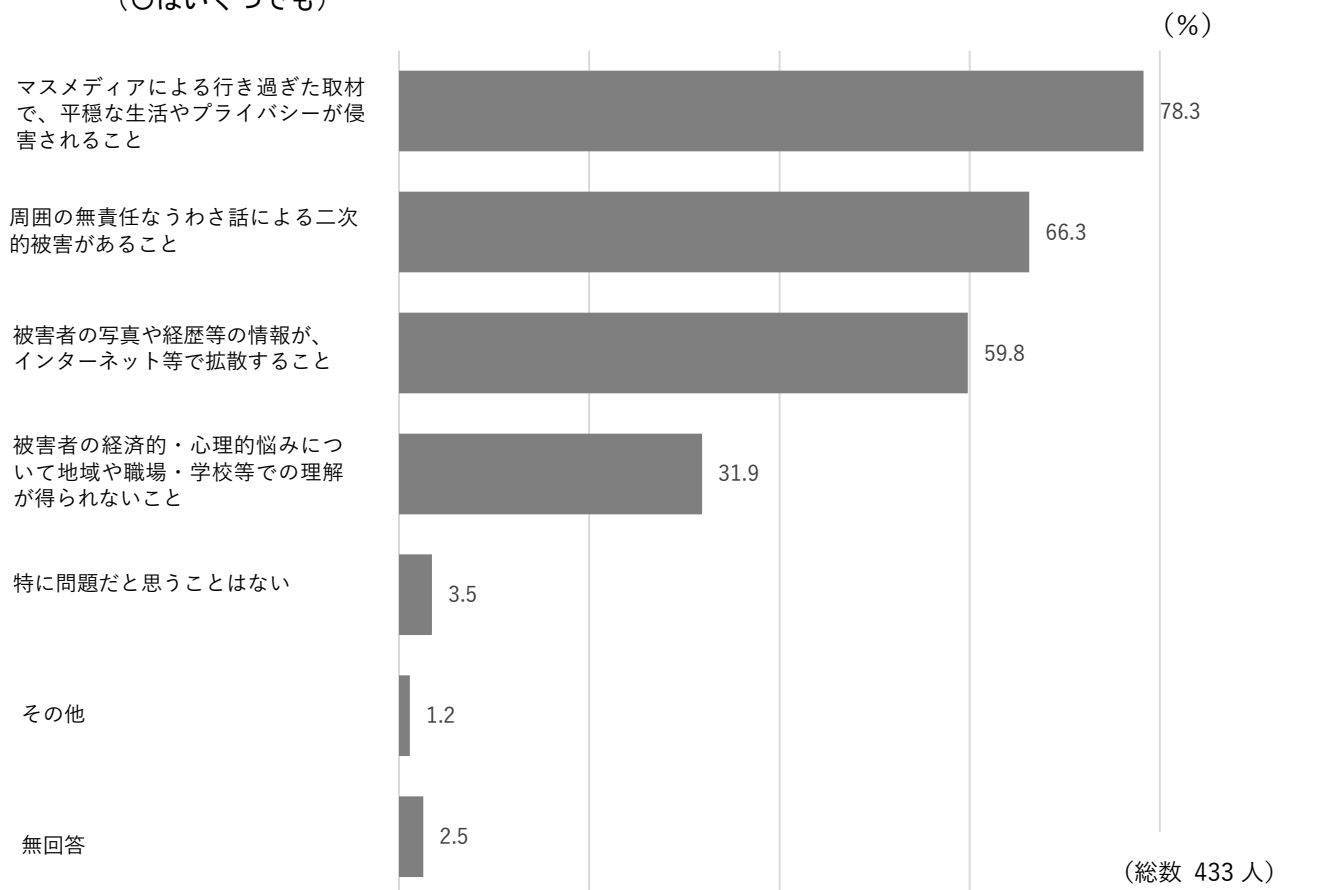
県においても、このような動向を踏まえ、2006（平成 18）年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを定め、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発や、支援体制の整備等を進めています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

犯罪被害者とその家族の人権

問 20. 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



■「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が8割弱

犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「マスメディアによる行き過ぎた取材で、平穏な生活やプライバシーが侵害されること」が 78.3% (県 69.8%) で最も高い。次いで「周囲の無責任なうわさ話による二次的被害があること」66.3% (県 62.3%)、「被害者の写真や経歴等の情報がインターネット等で拡散すること」59.8% (県 47.8%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれている現状への理解や、プライバシーの保護等犯罪被害者等を守る取り組みへの理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

また、犯罪被害者等が悩みを相談できる各種窓口の周知と利用促進を図ります。

(3) 具体的施策

ア. 犯罪被害者等への配慮に関する意識啓発

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、市民一人一人が犯罪被害者等の人権に関する正しい理解と認識を深めるため、地域・職場等において各種研修会・講演会等を行います。

イ. 犯罪被害者等への支援活動の推進

県・市町村・司法機関・医療機関・民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。また、犯罪被害者等からの相談については、「公益社団法人島根被害者サポートセンター^{*73}」や島根県女性相談センター内に設置された「性暴力被害者支援センターたんぼぼ^{*74}」等の各種相談窓口を市広報紙やホームページ等を通じて周知するなど利用促進を図ります。

9. 刑を終えて出所した人及びその家族

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に真摯な更生意欲がある場合でも、地域社会に潜在する拒否的な差別感情により、就職や住居の確保に際して大きな障害が生じるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

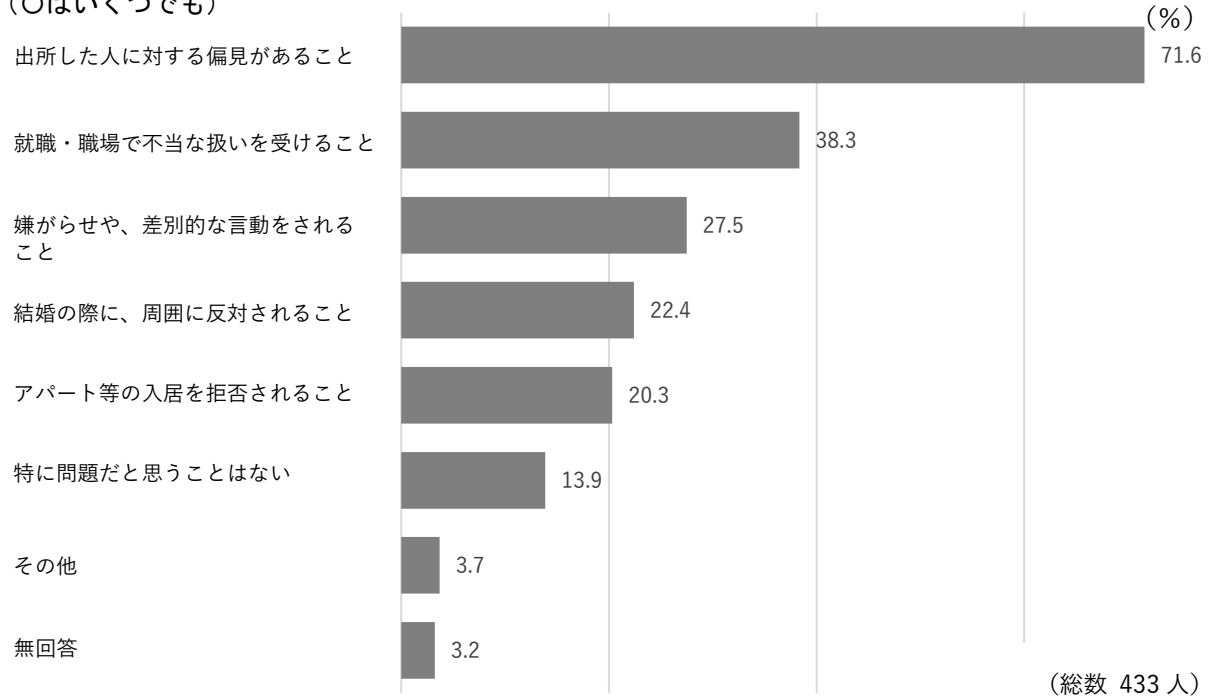
これらの状況を踏まえ、国は 2008（平成 20）年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008^{*75}」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。また、2016（平成 28）年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法^{*76}）」は、その目標において「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する」ことを掲げ、そのための施策を国、地方公共団体が進めることと決めました。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑に生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、職場・地域社会等周囲の人々の理解と協力が求められます。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

刑を終えて出所した人の人権について

問 21. 刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇はいくつでも)



■「出所した人に対する偏見があること」が7割強

刑を終えて出所した人の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「出所した人に対する偏見があること」が 71.6% (県 65.1%) で最も高い。次いで「就職・職場で不当な扱いを受けること」38.3% (県 36.8%)、「嫌がらせや、差別的な言動をされること」27.5% (県 23.3%) となっている。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と市民一人一人の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、関係機関・団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

(3) 具体的施策

ア. 刑を終えて出所した人等に対する理解の促進

刑を終えて出所した人やその家族について、地域住民や事業者等の理解が進み、偏見

や差別が解消されるよう、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めます。

イ. 刑を終えて出所した人等の社会復帰に向けた支援

浜田地区更生保護サポートセンター^{*77}・浜田地区保護司会・保護司^{*78}等と連携しながら、刑を終えて出所した人等の社会復帰に向け、就労先や住宅の確保等の支援を行います。

10. 性的指向と性自認等

(1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどのような性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛等多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。一般的には、「LGBT^{*79}」等の言葉が用いられており、全体的に見れば少数派ということで、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称する言葉として、近年、次第に浸透してきました。民間企業が2019（令和元）年11月に全国の成人約42万人を対象に実施した統計調査によると、10.0%の人がLGBTのいずれかに該当するという調査結果が報告されています。

しかし、我が国では、LGBT等に対して、社会的な認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別、またそれを助長する興味本位の扱いを受け、性的指向や性自認を理由とした解雇、賃貸住宅への入居拒否等、社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。そのため、当事者の多くは、公表（カミングアウト）を躊躇し、日常の社会生活を送る上でも周囲に知られることを恐れながら生活しているものと考えられます。

一方で、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々が増えていくとともに、国内外でLGBT等であることをカミングアウトした人が、政治・スポーツ・芸術等様々な分野で活躍し、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、社会において、少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

我が国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法^{*80}）」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められることになり、2008（平成20）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。また、性的指向や性自認を理由とする差別の

禁止や理解を促進する法案等の制定の動きが見られるほか、一部自治体においては、性の多様性を尊重する条例の制定や、異性間の婚姻に相当する関係を自治体が認める同性パートナーシップ制度の運用等、独自に当事者を支援する動きも出てきました。

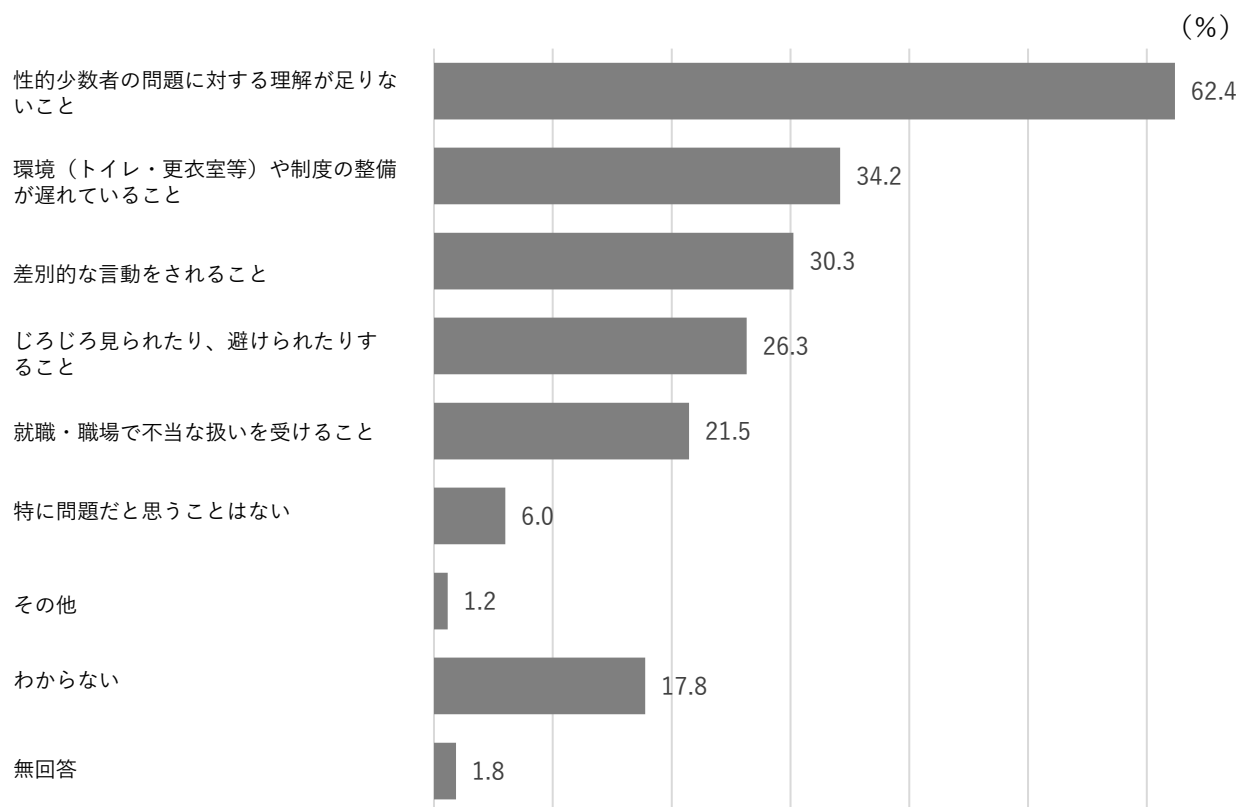
また、世界保健機関（WHO）は、2019（令和元）年1月、国際疾病分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害*81」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました。（2022（令和4）年1月施行）

すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをないよう、当事者の要望に沿った施策の実施が求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

性的少数者の人権について

問 23. 性的少数者（LGBT等）の人権について、特にどのように思いますか。（〇はいくつでも）



（総数 433 人）

■「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が6割強

性的少数者の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が62.4%（県51.7%）で最も高い。次いで「環境（トイレ・更衣室等）や制度の整備が遅れていること」34.2%（県選択肢なし）、「差別的な言動をされること」30.3%（県38.5%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

LGBT等に対する国際的な認識の変化や、国民の10人に1人がLGBTのいずれかに該当するなどの調査結果等を踏まえ、市民や教職員・市職員・事業者等が性的指向や性自認についての正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、学校教育や社会教育において教育・啓発に取り組みます。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における取り組み

性的指向や性自認について教職員が正しく理解した上で、児童生徒の理解を促し、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

また、校内相談体制を充実させ、LGBT等で悩んでいる児童生徒に対しては、「性同一性障害に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日文部科学省児童生徒課長通知)に基づいた配慮と組織的な支援を行います。

イ. 社会教育における取り組み

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、多様な性のあり方への理解を促すために、関係各機関や民間団体等と連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等、広く市民への啓発を行います。

11. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により、情報発信や情報収集が容易となり、コミュニケーションの迅速性も急激に向上しました。しかし、インターネットの「公開性」「拡散性」「記録性」という特性が、掲載された情報の修正・消去や急激な拡散の防止等を困難にし、また、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷や、差別や偏見を助長する情報発信等、深刻な人権侵害が多数発生しています。特に同和問題に関しては、具体的な地名や実名を挙げた誹謗中傷が行われるなど、社会問題となっています。

また、近年、パソコンやスマートフォン等の急速な普及により、子どものネット依存が深刻な問題となっており、電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等によるトラブルやいじめについても急増しています。

さらに、性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表

するいわゆるリベンジポルノにより、被害者が大きな精神的な苦痛を受ける被害も発生しています。

このような状況を受けて、国は、2002（平成 14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法^{*82}）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって人権侵害が発生した場合の、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めるとともに、2014（平成 26）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法^{*83}）」が施行され、リベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止が図られました。

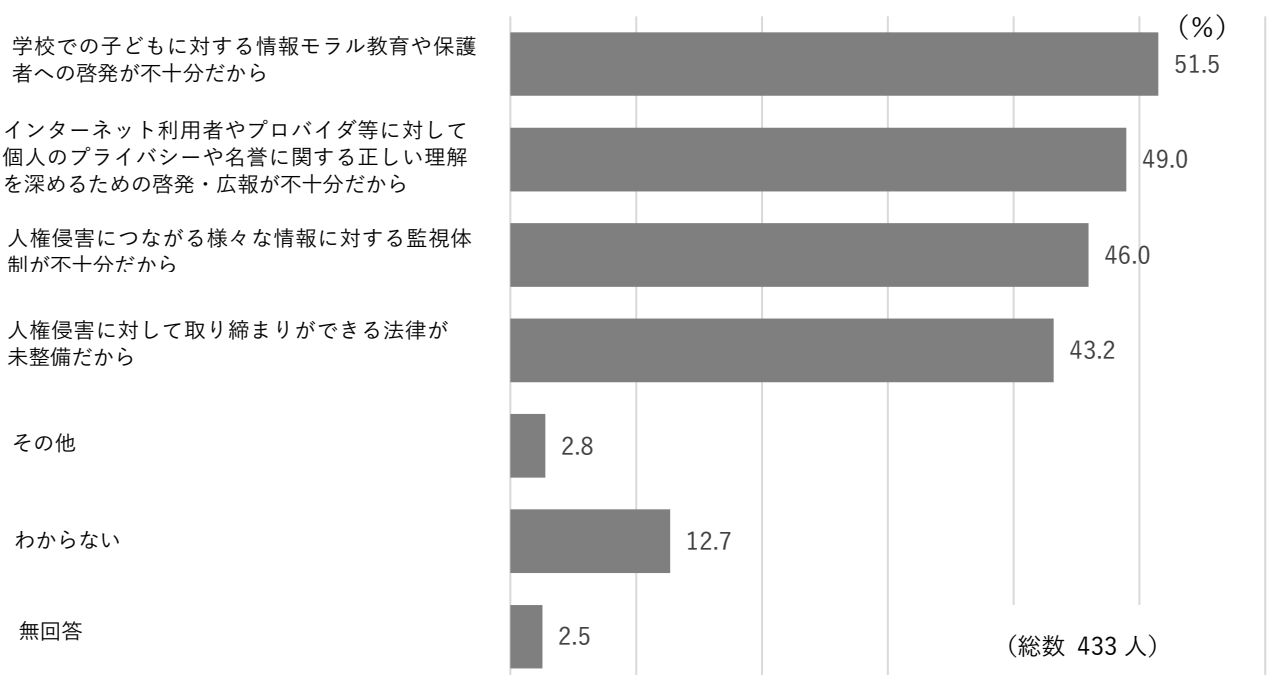
しかしながら、依然インターネット上の人権侵害は増加傾向にあり、法務省の発表によると、2019（令和元）年のインターネット上の人権侵害情報に関する事件数は、2017（平成 29）年に次いで過去 2 番目に多い件数（1985 件）を記録しました。

プロバイダ等の事業者による自主的な規制が求められるとともに、私たち一人一人が人権擁護の視点に立った情報モラルを身に付け、「インターネット上の誹謗中傷や差別的な発言は行わない」「同調しない」「拡散しない」といった身近な習慣を身に付けることが求められています。

（資料）人権問題に関する市民意識調査結果

インターネットによる人権侵害について

問 22. インターネットによる人権侵害が起こっている原因は何だと思えますか。（〇はいくつでも）



■インターネットによる人権侵害の原因は4項目がいずれも4割超

インターネットによる人権侵害が起こっている原因について聞いたところ、「学校での子どもに対する情報モラル教育や保護者への啓発が不十分だから」が 51.5%（県 41.7%）で最も高い。次いで「インターネット利用者やプロバイダ等に対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発・広報が不十分だから」49.0%（県 40.1%）、「人権侵害につながる様々な情報に対する監視体制が不十分だから」46.0%（県 43.8%）、そして「人権侵害に対して取り締まりができる法律が未整備だから」が 43.2（県 42.4%）の順になっており、具体的な項目は県と同様すべて 4 割を超えている。

（2）施策の基本的方向

市民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校・職場・地域等で様々な機会を通じて教育・啓発を推進します。

（3）具体的施策

ア．学校教育における情報モラル教育の推進

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で身につけさせることとしています。その中では、「人権、知的財産権等自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」や「情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること」等が具体的な目標として示されています。

情報モラル教育を今後もさらに進め、ネット依存や SNS 等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信の在り方を通して、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心の育成に努めます。

イ．社会教育における市民への啓発

総務省は 2020（令和 2）年 4 月に有識者会を設置し、「プロバイダ責任制限法」に基づく発信者情報の開示手続きの円滑化について検討を開始しています。今後、インターネット上で権利侵害情報を発信した場合、発信者が容易に特定されるようになると予想されます。何気なく発信した情報によって、「発信者」が「加害者」となり、そして「犯罪者」として糾弾されるような事態にならないよう、「プロバイダ責任制限法」について、市広報紙やホームページ等で積極的に周知します。

また、市民一人一人がインターネット上においても自らの発言に責任を持ち、常に相

手の立場に立った情報発信を行えるよう、研修会・講演会等を通して意識啓発を行います。

12. 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、12 都道県で 2 万 2,000 人余の死者（震災関連死を含む）・行方不明者が発生し、発災から 3 日目のピーク時には全国で約 47 万人の避難者が発生しました。また、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上りました。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員・児童委員の死者・行方不明者は 56 名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。避難所における「生活の質」にも課題が多く、水・食料・トイレ・暖房等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であり、特に女性・子ども・高齢者・障がい者等への配慮が必要であることが、改めて浮き彫りとなりました。

また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、避難された方々が、誤った認識やいわれのない偏見から、ホテルでの宿泊拒否やガソリンの給油拒否、避難先の小学校でのいじめ等の差別的な扱いを受ける事例が発生しています。

このような状況を受け、国は、2013（平成 25）年に「災害対策基本法^{*84}」を改正し、その中で「避難行動要支援者名簿^{*85}」の作成を市町村に義務付け、消防機関や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報提供することで、避難行動要支援者の円滑な避難を促すとともに、「避難所の質の向上」を図るため、市町村が避難所運営に関して事前に取り組むべき事項や、災害発生時の対応における業務を取りまとめた「避難所運営ガイドライン^{*86}」を作成しました。また、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応等の取り組みもなされています。

近年、全国的に台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害・土砂災害等の発生が相次いでおり、本市においても、2013（平成 25）年、2018（平成 30）年、2020 年（令和 2 年）と、立て続けに 3 度の大規模な豪雨災害に見舞われ、それに伴う浸水や土砂災害等の被害が発生しました。今後もいつ発生するか予測できない大規模災害に備え、避難体制の整備をさらに進めるとともに、避難者の人権に配慮した避難所運営や、風評被害や差別の防止に係る人権教育・啓発活動を進める必要があります。

(2) 施策の基本的方向

「災害対策基本法」及び「江津市地域防災計画」に基づき、避難に際して支援が必要な人が迅速・確実かつ円滑に避難できるよう「避難行動要支援者名簿」を活用した避難体制整備に努めます。また、「避難所運営ガイドライン」に基づき、人権に配慮した避難所運営に努めるとともに、風評被害や差別を防止するための人権教育・啓発活動を進めます。

(3) 具体的施策

ア. 災害情報の伝達体制整備と手段の多重化・多様化

災害発生時にまず必要なのは、災害状況や避難に関する情報をできるだけ早く市民に伝えることです。特に、要配慮者に対してはできるだけ早く確実に避難情報を届け、一刻も早く安全な避難先へ誘導する必要があります。そのためには、「避難行動要支援者名簿」等を活用して、平常時から災害を焦点に置いて地域の居住者を把握しておくとともに、情報の伝達に配慮が必要な方（視覚・聴覚障がい者、日本語の理解が困難な方等）への情報伝達について検討し、伝達手段の多重化・多様化を進めます。

イ. 避難所の運営体制の整備と人権への配慮

避難所の運営に際しては、「避難所運営ガイドライン」等を基本に、要配慮者や女性・子ども等への配慮を行うことはもとより、食料や日常生活用具・機器についても、それぞれの特性に配慮したものを確保し、避難所における占有場所の配置等についても検討を進めます。また、防災対策の検討過程や避難所運営等における女性の参画を進めるとともに、生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応を検討します。

ウ. 災害時の人権侵害防止のための教育・啓発活動

災害時の不確かな情報から生じる風評被害、災害転入者へのいじめや差別の問題等、災害時に発生する様々な人権問題を未然に防ぐため、平常時から市民一人一人が災害について考え、自らと周囲の人々の命を守る行動をとれるよう備えることはもとより、弱者への配慮や差別の防止についても自らのこととして捉え、行動できるよう、消防・防災関係機関や地元消防団・自主防災組織や市民団体等と連携しながら、研修や防災訓練・出前講座等を実施し、さらなる啓発に取り組みます。

13. 様々な人権問題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣等、独自の豊かな文化をもった民族です。

しかし、過去の同化政策等により、伝統的生活を支えてきた狩猟・漁労が制限・禁止された上、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど民族独自の文化が失われてきました。

国は、「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現」を目的に、1997年（平成9）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」を制定しました。しかし、この法律にはアイヌの人々が求めていた先住権等の「民族の権利」は盛り込まれず、文化振興に限定された内容との批判もありました。

そのような中、2007（平成19）年に国連で「先住民族の権利に関する宣言^{*87}」が採択されたことを受けて、翌年の国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、国は内閣府に「アイヌ政策推進会議」を設置して、新たなアイヌ政策の展開について検討しました。その結果、2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法^{*88}）」が施行され、その中でアイヌの人々を「先住民族」と明記するとともに、差別の禁止に関する基本理念を定め、施策の推進に関する国・地方公共団体の責務を規定しました。

この法律の趣旨にそって、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

(2) ホームレス・生活困窮者の人権

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園・河川・道路・駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる、いわゆる野宿生活を余儀なくされている状況にある人々のことです。ホームレスになる理由は様々ですが、倒産・失業、病気・けが・高齢で仕事ができなくなったなどの経済的な原因が多数を占めており、また、多くの場合、健康で文化的な生活を送ることができない状態になっています。

国においては、ホームレスに対する暴行事件の頻発や地域社会との軋轢等、様々な社会問題が起きたことを発端に、2002（平成14）年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法^{*89}）」を制定し、実情に応じた自立支援施策の策定と実施を国・地方公共団体の責務としました。また、この法律に基づく「ホームレスの自立の

支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保等の総合的な取り組みを進めているところです。

また、ホームレスになる主な原因である「生活困窮」についても 2015（平成 27）年「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活の維持が困難になった者に対し、自立相談支援事業の実施をはじめ、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置が講じられています。

本市においても、高齢化の進展に伴い高齢者世帯が増加する中、失業を理由に生活保護を開始する生活保護受給世帯も増加しています。これらの世帯については、新たな職を見つけることが難しいために、受給期間の長期化や、自立意欲の低下傾向等が見られることもあります。特に、生活困窮者の場合、教育・生活保護・仕事・医療・年金等様々な問題が複雑に絡み合って本人自身も何が問題なのか分からなくなっている場合が多くあり、結果的に相談に行かないまま問題をより深刻化させてしまうケースもあります。

市民の安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用だけではなく、その前の段階で包括的な相談支援体制の構築を図り、福祉施策と雇用施策が相まって、自立を支援していくことが求められます。

ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進するとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。

（3）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として 17 名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者 875 名（2020（令和 2）年 7 月現在）に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。

国は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成 18）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律^{*90}」を施行し、拉致問題解決に向けての国及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

拉致問題の解決は、我が国の喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題全般への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、本市においてもこの問題についての関心と認識を深めていく取り組みを推進します。

(4) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引は、主に性的搾取や強制労働を目的として行われ、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する許されない行為です。

2000（平成 12）年に国連により採択された「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」第 3 条によると、「人身取引（トラフィッキング）」とは、「搾取」を目的とし、暴力等の「手段」を用いて、対象者を獲得するなどの「行為」をすることと定義されています。

国は、2004（平成 16）年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、「人身取引対策行動計画^{*91}」を策定し、その後、2 度にわたる改定の中で、内閣官房長官と各閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」の設置等、組織体制の整備や各種対策が進められました。

しかし、人身取引の手口は年々巧妙化・潜在化しており、国内における人身取引の検挙件数は毎年 40 件前後で推移していましたが、2019（令和元）年は 57 件と大きく増加しました。被害者の国籍については約 8 割が日本人であり、性別はすべて女性でした。

人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させている現状を踏まえ、本市は、国・県等と連携しながら、人身取引防止のための広報・啓発に努めます。

(5) 自死をめぐる人権問題

自死は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等様々な要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われています。

我が国の自死者数は、2006（平成 18）年の「自殺対策基本法^{*92}」の施行により、「個人の問題」と認識されがちであった自死が「社会の問題」と認識されるようになり、総合的な対策の推進もあって、2010（平成 22）年から減少傾向となっています。

しかしながら、現在でも年間約 2 万人が自ら命を絶っており、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自死者数）は先進 7 カ国中でも高い水準を維持しており、依然として深刻な状態が続いています。

また、残された自死遺族が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の思いとともに、周囲からの自死遺族に対する差別的な言動や偏見等により、悩みはさらに深まり、孤立してしまうこともあります。

このような状況を踏まえ、国においては 2016（平成 28）年に「自殺対策基本法」を改正し、自死対策を「生きることの包括的支援」と新たに位置づけ、各都道府県および市町村に自死対策計画の策定が義務化されました。

本市においては、2010（平成 22）年に江津市自死対策連絡協議会及び江津市庁内自死対策連絡会を設置し、庁内の関係部署及び関係機関等との連携を図りながら自死対策に取り組むとともに、2019（令和元）年 9 月には、「誰も自死に追い込まれることのない江津市の実現」を目指して「江津市自死対策総合計画」を策定しました。

この計画に基づき、様々な分野の関係機関との連携を図りながら、総合的な自死対策を推進していくとともに、自死遺族の苦しい思いが市民に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう啓発活動を推進します。

（6）プライバシー・個人情報

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があります。

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用等において利便性が向上する一方、企業等や行政が保有する顧客や住民の情報が大量に流出する事案が発生しています。

本市は、2003（平成 15）年の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法^{*93}）」成立に先立ち、2002（平成 14）年に「江津市個人情報の保護に関する条例」を定め、基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的に、個人情報の適正な取り扱いに必要な事項や、個人の権利利益の侵害防止を図ることなどを明記しました。

今後も、個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業等でのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

（7）迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」等、非科学的で根拠がないにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。中でも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。

同和対策審議会の答申は、「昔ながらの迷信、非合理的な偏見等が同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである」と指摘しています。

根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないように、啓発を推進します。

(8) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、1945（昭和 20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団等の日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人々が言葉・生活習慣・就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

日本に帰国した中国残留邦人とその家族について、正しい認識と理解を進める啓発を行います。

第3章 施策の推進

1. 全庁的な推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、全庁的な推進組織である「江津市人権行政推進会議」における関係部署間の密接な連携のもとに、人権教育及び啓発を市政のあらゆる分野で推進していきます。

また、「江津市人権・同和教育推進協議会」の提言を取り入れながら、実効ある施策の推進します。

2. 人権啓発センターを核とした推進

近年の国際化・高齢化・少子化・情報化等の社会の変化に伴い、人々の価値観や日常生活の様子も大きく変わり、人権問題も複雑化・多様化してきています。このような中、本市では、2004年（平成16年）10月1日に、人権施策に関する窓口の一本化を図るため、「江津市人権啓発センター」を開設しました。今後も、このセンターを核として、人権教育・啓発資料の収集・提供や講演会・研修等を積極的に実施し、国・県・近隣市町をはじめ、各種関係団体・社会教育施設や市内事業所等との連携を進め、人権教育・啓発に取り組みます。